

融活性化特別地区を一を限り指定することができることとし、沖縄県知事が集積を促進しようとする産業の内容等を定めた経済金融活性化計画を策定し、内閣総理大臣が当該計画を認定した場合に課税の特例等の措置を講じることとしております。

第二に、從来国が指定することとしていた情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区並びに国際物流拠点産業集積地域について、沖縄県が情報通信産業振興計画等を策定し、当該計画において各地域等を定めることとする等の措置を講じることとしております。

第三に、航空機燃料税の軽減措置の対象について、沖縄と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に加えて、沖縄県内の各地間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料を追加することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び概要でございます。

本法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○安住委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○安住委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官井上源三君、内閣府沖縄振興局長石原一彦君、文部科学省大臣官房審議官磯谷桂介君、文部科学省国際統括官加藤重治君、文化庁文化財部長山下和茂君、水産厅資源管理部長枝元真徳君、国土交通省航空局航空ネットワーク部長奥田哲也君、防衛省防衛政策局長徳地秀士君、防衛省經理装備局長伊藤盛夫君及び防衛省地方協力局次長岡真臣君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安住委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○安住委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮崎政久君。

○宮崎(政)委員 自由民主党の宮崎政久です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは三月の十二日、あの三・一東日本大震災から四年目の始まる日でございます。一万五千八百八十四名のお亡くなりになつたみたま、そして、今なお行方の知れない多くの皆様、御遺族、御家族の皆様の心中をお察し申し上げ、昨日の政府の式典でもありましたが、我々は生かされている、こういう思いを胸に、本日のこの衆議院沖縄北方対策特別委員会の法案審議に当たらせていただきたいと思っております。

まず、沖縄振興特別措置法改正案について質問させていただきます。

私も、国会に上がらせていただきました一昨年十二月の総選挙以降、第二次安倍内閣のもとで、アベノミクス三本の矢、間断なく出ておりまし

て、日本経済の再生をしっかりと果たし切るまでこの三本の矢は出続けるわけでございます。

その中で、昨年の税制改正協議の中で、日本経済再生のため、また、沖縄側からは、使い勝手がいま一つよろしくない部分について、特区制度、さまざまな制度の抜充整備を求めて意見交換をさせていただき、閣議決定を見て、今回の法改正案の審議となつているところでございます。この改正案によつて、どのような沖縄振興の効果が果たされるのか。

私は、沖縄の発展が日本の繁栄を導いていかないといけないと思つております。大臣の改めての御決意、御所見を賜りたいと思つております。

○山本國務大臣 今、宮崎委員の方から、沖縄は日本を引っ張つていかなければいけないというお話をされました。おつしやるとおりで、これも

昨年来、政府と沖縄県側との協議があり、来年度、次年度の予算原案の提示、税制改正、そして

この法案、さまざまな基地負担の軽減についての話合いも行われました。

沖縄が日本のフロンティーラーとして、二十一世紀の成長モデルとなつて日本経済の牽引役となるように、いろいろな取り組みを進めていく必要があると思いますが、そのためには、多くの企業が沖縄に進出をして、沖縄での企業活動がこれまで以上に活発にならなければいけないというふうに考えております。

このため、今般、各特区、地域制度において、経済金融活性化特区を創設いたしまして、対象産業を多様化し、大幅に要件を廃止、緩和すると同時に、国際物流特区、情報特区においても、常に従業員数要件の緩和等を行つております。さらには、地域、地区指定権限、事業認定権限を県知事に移譲する、あるいは、投資税額控除における下限取得価額の引き下げ、こういう従来の支援措置の拡充等、幅広く支援内容を充実させていただきました。

こうした支援内容を充実することによって、沖縄県の主体的な役割が拡大した特区、地域制度が今まで以上に効果的に活用されるということを期待しておりますし、企業の集積、活動の活性化が図られて沖縄の発展につながっていくというふうに考えております。

特区、地域制度が効果的に活用されるように、引き続き、沖縄振興策の推進に担当大臣として最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

今、改正法案審議との兼ね合いで、政府が行つているさまざまな沖縄関係政策との改正法案との関係をちよつと確認させていただきたいと思つております。

今大臣からも御説明がございました。そして、安倍総理の所信表明の中でも力強い沖縄の振興に対する決意が述べられているところは、私たちもよく知つてゐるところでございます。

昨年来、政府と沖縄県側との協議があり、来年

度、次年度の予算原案の提示、税制改正、そして

この法案、さまざまな基地負担の軽減についての話合いも行われました。

そういふことも踏まえて、本改正案が、仲井眞弘多沖縄県知事に、普天間飛行場の危険性除去のための公有水面埋立法の埋立承認手続をしてもらうための、そういうものであつたというような御批判のようなものも一部出でております。現に、沖縄県議会では、基地政策とリンクしたものであるという趣旨での批判的な質問も知事にされていました。

そこで、大臣から改めて、今回の沖縄振興特別措置法の改正の目的はどこにあつて、仲井眞知事の昨年十二月の公有水面埋立法の承認手続と関連があるのかないのか、この辺のところをはつきり述べていただきたいと思つております。

○山本國務大臣 沖縄振興については、歴史的、地理的、社会的事情、さまざまな特殊事情、これはもう叙述に説法ですが、さきの大戦において二十万人の犠牲を出したということもありますし、戦後の占領という歴史もございますし、地理的事情でいうと、東西千キロメートル、南北四百キロメートルの広大な海域に多くの離島が存在をしておりまして、本土から離れているとか、あるいは社会的事情でいうと、国土面積の〇・六%の県土に在日米軍専用施設、区域が七四%集中しておりますので、こうしたことを探して踏まえ、沖縄振興特別措置法を制定して、国の責務として各種の施策を実施してきたところでございます。

こういう事情を踏まえ、これはもう沖縄振興担当大臣に任命されてから一貫して申し上げていて、本土から離れていたこと、あるいは社会的事情でいうと、国土面積の〇・六%の県土に在日米軍専用施設、区域が七四%集中しておりますので、こうしたことを探して踏まえ、沖縄振興特別措置法を制定して、国の責務として各種の施策を実施していくこと、沖縄振興は沖縄振興としてしっかりと対応しているということであつて、今回の税制改正についても、沖縄県からの要望を十分に踏まえて、沖縄県民の思いに立つて決定をした、こういうことでございます。

○宮崎(政)委員 ありがとうございました。この辺のところは、県民の皆さんにも、真正面から受けとめて、真摯に御理解いただきたいというところだと思っております。

さて、沖縄振興という関連から、返還跡地の利用、振興についての議論を少しさせていただき

いと思っております。

御案内のとおり、昨年の四月に統合計画が発表されまして、嘉手納以南の米軍基地施設一千四十ハクタールプラスアルファが返還をされることになつております。地権者の皆さん、返ってきてよかったです、県民が、ああ、よかつたなと思つていただけるような結果をつくり上げる、これが政治の責務だと私は思つております。とりわけ、この統合計画で定められた返還対象地、那覇軍港以外は私の選挙区に全てござります。そういうこともありますので、実は、その思いはひとしおありますので、確実に、一步一歩前に進めていくことが必要なんです。そうすると、これは準備がどうしても必要なんです。事前の準備というのがどうして必要であります。

この一例として、埋蔵文化財の発掘調査といふものについて触れてみたいと思います。嘉手納以南で千四十八ヘクタールという大変広大な土地が返つてくるわけであります。文化財の調査でありますから、各自治体の教育委員会において行わなければならないというのが原則であります、当然、これにかかる諸施策、このようないくつかの面積が一遍に返つてくるということが前提になつて法や制度がつくられているわけではございません。人員の面でも費用の面でも、一気に大きな面積に対応しないといけないということになると、地元で対応するのはなかなかできる話ではありません。

そこで、参考と考えるべきではないかと私が思つておるのは、東日本大震災の復興に伴う防災集団移転促進事業、いわゆる高台移転に関連する埋蔵文化財の発掘調査のやり方でございます。事業費については、試掘、本発掘いずれも制度があるんですけれども、全額、復興交付金などで国が負担する。人件費についても、震災復興特別交付税などで全額、國の方で手当をしていくといふことになつてございます。

沖縄の広大な返還地の返還、そして、返還のためにさまざまな調査をしないといけないといふこと

とに関しても、地元だけではその人員もその費用も賄い切れない。もともとは、國のため、安全保障のためにこのような基地としての提供がされてい

たものが返つてくるというような事態でありまして、基地返還に向けての準備の一例としての埋蔵文化財調査、例えば、東日本の例をとつて、受けております。

○井上政府参考人 御指摘のとおり、跡地の利用に当たりまして、埋蔵文化財調査の円滑な実施が必要だというふうに考えているところでござります。

今委員の方から、東日本大震災の復興に伴います埋蔵文化財発掘調査の制度について御説明があつたところがございます。

沖縄の場合 現在どうなつてているかということを申し上げたいというふうに考えております。

沖縄県内におきます埋蔵文化財調査、まず試掘調査でございますけれども、文化庁の補助制度がございます。全国の制度は二分の一でございますけれども、沖縄の特例で八割の補助となつてゐるわけでございます。残り五分の一が地方負担となつておられるんですけど、これは改正まで踏み込まないと対応ができないという事態も十分に考えられる。地元の意見を聞いて、この辺は準備、事前にしっかりと尽くしていただきたいという思いがあります。

大臣、一言、この点、触れていただければと思います。

○山本国務大臣 今、統括官の方から少し具体的にお話をさせていただきましたが、跡地利用を進めていくということになりますと、やはり、開発行為に伴う必要な埋蔵文化財の調査、これは円滑に実施していくというのが極めて重要だと相当大臣として認識しております。そのためには、早い段階から調査を実施するとか、あるいは埋蔵文化財の調査体制の充実、それは今委員のおっしゃつたとおり、必要だと思います。

内閣府としても、関係省庁、防衛省とか文化庁の沖縄県、市町村の御意見に耳を傾けて、必要なととするものでございます。

人員の問題でござりますけれども、速やかな対応が必要な西普天間住宅地区などにつきましては、内閣府とともに、現在も、沖縄県、地元市町村と、沖縄県による人的支援等につきまして調整を行つていています。

また、将来の大規模な返還を見据えた人員の確保につきましては、事業量、そして沖縄県からの御意見等を踏まえまして、必要があれば全国の地方公共団体から専門職員を派遣するなど、文化庁を初め関係省庁と連携して取り組んでまいりたい

というふうに考えていくところでございます。財政支援全般につきまして、沖縄県から御要望がございましたら、一括交付金の活用等も含め、幅広く検討してまいりたいと考えているものでございます。

○宮崎(政)委員 今、統括官からの御説明があつたように、現行の制度、さまざま手当てはしていただいておるんですが、例えば人件費などについでは、実は充てるための制度はないんですね。ですから、今後、膨大な土地の調査が必要になつたときに、その手当てをどうしていくのか。実際は、これは政省令の改正まで踏み込まないと対応ができないという事態も十分に考えられる。地元の意見を聞いて、この辺は準備、事前にしっかりと尽くしていただきたいという思いがあります。

大臣、一言、この点、触れていただければと思います。

○山本国務大臣 今、統括官の方から少し具体的にお話をさせていただきましたが、跡地利用を進めていくことになりますと、やはり、開発行為に伴う必要な埋蔵文化財の調査、これは円滑に実施していくというのが極めて重要だと相当大臣として認識しております。そのためには、早い段階から調査を実施するとか、あるいは埋蔵文化

財の調査体制の充実、それは今委員のおっしゃつたとおり、必要だと思います。

内閣府としても、関係省庁、防衛省とか文化庁の沖縄県、市町村の御意見に耳を傾けて、必要な

埋蔵文化財調査が円滑に行えるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。これと関連して、いろいろ検討してまいります。と、基地の返し方という問題もあるんですね。

西普天間住宅地区、キャンプ瑞慶覧の一部であります、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地は、実は、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

は、実際、この下側にある県道八十一号線と住宅地の間に高低差がございます。県道の方から、例えば基地の方を見ると、のり面が、だあつと立つていて、容易には人の往来ができないぐらいの高さがあるんです。そこで、今計画として出でてきていますが、平成二十七年、来年の三月までの返還が迫つております。この中の喫緊の課題、これにはきょうお配りした資料の二枚目の方に土地利用計画の素案が出ておるんですねけれども、この土地

間住宅地区の返還に関して、インダストリアル・コリドーの南側の返還に向けての思いなどを聞かせていただければと思っております。

○武田副大臣 先生、強い御指摘のとおり、地元の皆さん方の意見は、我々は精いっぱいに聞いていかなければならぬということは常に心がけておるところであります。

五十八号線への動線の確保についての御指摘であります。相手のあることというお話をあります。したがって、日米間で積極的に協議を重ねていかなくてはならないと思っております。これは、南側の部分については、残りの部分とは切り離した上で、可能な限り早期に返還できるよう日に日米間で協議を重ねてまいりたい、こういうふうに思っております。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

この西普天間住宅地区に関しましては、跡地利用促進法の中での先行取得に関して、地元から要望を出させていただいております。これは、法令そして条例を踏まえて、面積要件がございまして、いかがであります。

この西普天間住宅地区に関しては、跡地利用促進法の中での先行取得に関して、地元から要望を出させていただいております。これは、法令そして条例を踏まえて、面積要件がございまして、いかがであります。

○宮崎(政)委員 ありがとうございます。

この西普天間住宅地区に関しては、跡地利用促進法の中での先行取得に関して、地元から要望を出させていただいております。これは、法令そして条例を踏まえて、面積要件がございまして、いかがであります。

この西普天間住宅地区といふのは、伊佐浜地区といいまして、宜野湾村伊佐浜といいますと、戦後、沖縄で最も美しい肥沃な田園地帯を形成していきました。しかしながら、戦争が終わつてから、戦争が終つて十年、いわゆる銃剣とブルドーザーという表現をされている、住民の皆さん方が、ここは使わないでくれと言つているところが、強制的に住民が排除されて、そして基地として形成されていった。非常に厳しく悲しい歴史があるところでありまして、そのことを実際に体験された皆さん方が今もお元気で暮らしていらっしゃる、「こんなところなんです。

○宮崎(政)委員 ありがとうございました。

○安住委員長 次に、比嘉奈津美君。

○比嘉委員 自由民主党の比嘉奈津美でござります。

○比嘉委員長 次に、比嘉奈津美君。

○比嘉委員 自由民主党の比嘉奈津美でございま

肥沃な土地でありましたので、苗床だつたり作付するという意味で、実は、ちつちやい面積の地主さんが多いんですね、ここは、百平米に満たない方が非常に多いんです。ですから、こういう方に対しても、先行取得ができるような手立てをとつていただきたい。

○比嘉委員 自由民主党の比嘉奈津美でございま

す。

いと思います。

今の御質問ですが、従来、国が指定することとしていた情報特区、物流特区については、これは県の強い要望があつて、地区指定に関する要件が法令上定められているということ、さらに、対象産業も法令で決められていること、こういうことから、沖縄県知事の判断に委ねても支障がないということです。

これに対し、今委員から御指摘のあつた経済金融活性化特別地区は、これまでの金融業務特別地区にかえて新たに創設する仕組みです。対象地域について、国の責任において多様な産業を総合的に集積することを目的として、一つの地域に限定しているということと、それから、対象産業について法令で特定しておりませんので、県が策定する計画で設定するということになります。

ですから、こういう状況からいうと、やはり国の事前の関与が必要だらうという判断で、国による地区指定というスキームとさせていただきました。今般の法改正において経済金融活性化特別地区が創設されるということで、特区内に多様な産業の総合的な集積が図られて、相乗効果が發揮される、こういうことを通じて沖縄における経済、金融の活性化が図られることを期待しております。

○比嘉委員 経済金融特区の期待、国にとっての立ち位置、また、秘めた可能性、大臣からの御発言で再確認させていただきました。

そして、今大臣のお話の中にもございましたように、創設される経済金融特区における対象産業は、今回から、知事が関係行政機関と協議した上、設定し、総理の認定を受けることとなっております。現行の金融業務のみに限定せず、業種を多様化するということあります。政府としては具体的にどのような産業を想定し、将来像を描いているのかをお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 いわゆる経済金融活性化特区

の対象産業でございますけれども、今回の改正案におきましては、沖縄県知事が、経済金融活性化計画におきまして、沖縄の経済、金融の活性化を図るために集積を促進しようとする産業を記載することとしておりまして、まずは沖縄県知事の判断によるということとなつていてものでございます。

ただ、この制度の趣旨でございますけれども、实体经济の基盤となる産業と金融産業が車の両輪として沖縄の経済、金融の活性化に寄与をするとして金融業は想定をされるところでございます。それ以外の産業につきましても、相乗効果等も踏まえながら、知事が総合的な観点から定められるものと認識をいたしております。

なお、沖縄県におきましては、対象産業を現在検討中でございますけれども、沖縄の北部地域の資源を活用した製造業などを検討しているというふうに聞いています。このため、対象産業として金融業は想定をされるところでございます。そこで、それをサポートするさまざまな業種、企業の立地がぜひ進むことを期待したいと思います。

次に、この制度の利用促進を図るために、これまで、常時従業員数を、十人以上であったものを五人以上に引き下げ、現行の専ら要件、特区内においてのみ業務を行うということを廃止し、特区外にも事務所であつたり本店、支店を置くことが可能になります。この場合、本店やあるいは支店が特区内にある企業としての所得税控除などのようになつていくのか。また、エンゼル税制創設の理由、その活用法を踏まえてお示しいただきたいと思います。

○井上政府参考人 今委員御指摘のとおり、今回

具体的に、本店、支店との課税関係はどうなるかということであるわけでございますけれども、この経済金融活性化特区では、特区内で主として対象産業を営むこととし、特区外での活動や対象産業以外の活動も可能としております。

その上で、所得控除額でございますけれども、特区内での活動で生まれた所得を控除するという考え方から、企業としての所得金額に、企業の全雇用者に占める特区内の雇用者の比率を掛け合わせ算出をすることとしているものでございます。したがつて、特区内の雇用者が多ければ多いほど所得控除の金額が大きくなるというようなものでございますけれども、税制上のメリットを、特区内に雇用者を置けば置くほどその恩恵を受けることができるような仕組みとしているものでございます。

次に、エンゼル税制でございますけれども、今回新たにエンゼル税制を創設いたしたところでございまして、今回対象産業を多様化しているわけございましょうけれども、その特区に進出をする企業の資金調達を容易にするという視点に立つてございまして、今回対象産業を多様化しているわけございましょうけれども、その特区に進出をする企業の資金調達を容易にするという視点に立つてございまして、今回対象産業を多様化しているわけございましょう。

具体的な内容といたしましては、通常のエンゼル税制につきましては、設立後三年以内といつた年数の要件がございます。また、赤字であること、一定以上の研究活動を行つて、そういう要件を満たす中小企業に対して投資を行つた個人に対する投資額を優遇するというものでござりますけれども、今回の特区のエンゼル税制の対象となる中小企業につきましては、設立年数を十年以内に延長いたしております。また、赤字要件や研究活動の要件は設けていないというものでございまして、これまでの通常のエンゼル税制に比べまして要件が緩和をされておりまして、この制度が効果的に活用されることによりまして、特区での企業活動が活性化することが期待されているというものでございます。

○比嘉委員 平成二十四年での現行制度実績を見ると、進出企業は十五社あるものの、課税の特別

措置は適用件数ゼロ件であります。今回の要件緩和により企業集積を図つていただきたいものと思っております。

さて、それでは、どのようにして国民や企業、自治体にこの特区を周知していくかという政府の見解をちょっとお尋ねいたします。

○後藤田副大臣 比嘉委員の御指摘の点、大変重要な点でございまして、どんなにいい制度をつくっても、やはり、それを多くの方にわかつていただいて、そしてまた、結果を出していくということが重要だと思っております。

今まで、沖縄県が行う企業誘致セミナーに政府といだしましても参加をいたしまして、沖縄の特区制度、また各種支援施策につきましての説明を行つて、周知を図ってきたところでございます。また、このほか、個別企業への説明、またホームページへの掲載を通じまして、特区制度が広く周知されるように努めてきたところでございまます。

加えて、これまで行つてまいりました企業誘致セミナーに加えまして、今後は、各種の業界または企業に沖縄を訪問してもらいまして、現地視察や地元関係者との意見交換を行う、沖縄力発見ツアーや、こういうものを銘打ちまして進めてまいりたいと思います。

また、沖縄におきまして日本の生産者とアジアのバイヤーが商談会を行う大交易会、これは弊会が去年行われまして、私も参加してまいりましたけれども、ことしはその本会が開催されるという予定でございます。

また、先日も比嘉先生とともにに参加させていたきました、台湾の統一グループや鴻海、また中華人民共和国信託さんを中心とするそうそつたる企業がいらっしゃつたときに一緒に参加をさせていただきましたけれども、こういう外国の投資も含めて、今回の諸制度が有機的に、複合的に機能していくということを目指して、これからも振興に邁進してまいりたいと思います。

○比嘉委員 ゼヒ、周知活動を行い、県、国とも

に頑張つて、この特区制度を生かしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今度は、沖縄の海洋生物資源の話でございますが、沖縄にはたくさんのきれいな海があるということで、天然の生物あるいは物質が眠っているだろ、それをどうやって活用して、また日本の国

のため貢献できるかということをちょっと考えた場合、最近、アジアの諸国が非常に海洋開発に努めているということをごさいますが、日本においては今どのような国益に向けての開発に取り組んでいるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○磯谷政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のよう、日本近海の海洋生物資源は極めて多様性が高いことが世界的にも知られています。特に深海底や沖縄トラフの海底熱水鉱床等の極限環境において豊かな生態系が存在することが、既に我が国の研究船や無人探査機における調査により一部明らかになっているところでございます。

このような豊富な海洋生物資源をしっかりと把握し、活用するため、独立行政法人海洋研究開発機構、JAMSTECにおきまして、名護市に整備されております国際海洋環境情報センターも拠点として活用しつつ、海洋生物の生態系や固有の機能などについて科学的な調査研究を進めるとともに、海洋生物由来の酵素などを創薬やバイオ工学ノール生産といった新しい産業に利用することを目指して、研究開発に取り組んでいるところでございます。

今後とも、文部科学省としましては、関係省庁とも協力して、JAMSTEC、大学、企業等の産学官連携により、研究開発を積極的に推進して、イノベーション創出に貢献してまいりたいと いうふうに考えております。

○比嘉委員 我が国においても海洋研究開発は重視されているということございますが、そこでやはり沖縄を活用していくべきだと思います。

○遠山委員 海洋研究のインフラ整備というものであつた

り、知的クラスターのインフラ整備というものによる新事業の創出や企業の製品開発が行われることによって、また特区制度の企業集積も行えるものかと思います。

そして、大学院大学というすばらしいものもござりますので、それを全て活用して、沖縄での今後の取り組みについてちょっとお伺いしたいと思 います。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

OISTでございますけれども、従来より、国際的な海洋研究拠点となることをを目指しまして、例えば、ウツズホール海洋研究所ですか、今お

話がございました独立行政法人の海洋研究開発機構といいまして国内外の関連研究機関と密接に連携をいたしまして、先端的な海洋観測システムによる海洋データの収集、分析でございますとか、技術開発といった関連研究を進めてきたところでございます。

これに加えまして、昨年、平成二十五年六月の経済財政運営と改革の基本方針におきまして、OIST等を核とした知的産業クラスターの形成を推進するとされたことを踏まえまして、二十六年度予算案におきまして、沖縄の海洋資源、エネルギーを活用した研究体制を強化するために、海洋生物の観測、分析機能強化やゲノム解析、分析能

力を充実等、必要な経費を計上したところでございます。

こうした取り組みによりまして、OISTや他の研究機関、県内外の企業等との連携を通じまして、新産業創出につなげていくことが必要と考えてございます。

○比嘉委員 研究開発は今しかない、何としても今の中に形にするという決意のもと、本気に取り組んでいただいかなきたいと思います。

最後に、大臣、改めて、特区や知的クラスター

に対する思いをお聞かせください。

○安住委員長 山本大臣、時間が来ておりますので、手短に。

○山本國務大臣 沖縄は、東アジアの中心に位置するなど、大きな優位性と潜在力を有しております。沖縄が日本のフロントランナーとして、二十世紀の成長モデルとなって、日本経済の牽引役

となるようにつかり取り組みを進めていきたい

と思いますが、先ほど申し上げたとおり、そのためには、多くの企業が沖縄に進出して、沖縄での企業活動、研究活動がこれまで以上に活発化していくことが重要だと考えています。

今般措置しようとする各種の特区、地域制度においては、新たな制度の創設、県知事への権限移譲、従来の支援措置をさらに深掘りする、大幅な要件緩和も行いました。このように支援内容を充実して、沖縄県の主体的役割が拡大した特区、地域制度が効果的に活用される、そして企業の集積、活動の活性化が図られるよう、沖縄振興策の推進に最大限の努力をしてまいりたいと思います。

加えて、短く言いますが、昨年六月の経済財政運営と改革の基本方針において、OIST等を核とした知的産業クラスターの形成を推進することとした知的産業クラスターの形成を推進するところが盛り込まれましたから、二十六年度予算案において、関連研究の推進等、必要な経費を計上した上で、今回の予算を有効に活用しつつ、沖縄振興に資する成果が得られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○安住委員長 時間が来ております。

○比嘉委員 ありがとうございました。

終わらせていただきます。

○安住委員長 時間の厳守をしっかりと守つていただきたいと思います。

次に、遠山清彦君。

○遠山委員 公明党の沖縄方面議長をさせていただいております遠山でございます。

当委員会で久しぶりに質疑をさせていただきま すが、時間も限られておりますので、早速、きよ

う議題となつております沖振法の改正案について伺いたいと思います。

先ほど来大臣が御答弁されるとおり、昨年六月の骨太の方針で沖縄を日本のフロントランナーと位置づけていただきまして、その立場から大臣がさまざま努力をされてきたことになります

意見を表したいと思います。

この改正案の中で、経済金融活性化特区についていろいろと新しい規定があるわけでございますが、この法律の要件を満たす沖縄県内の一地区を指定できるというふうになつているわけでございます。

これは確認で、事務方から伺いたいと思いますけれども、この一つの地区とは、一つの自治体にしか適用できないのか、それとも、広域で複数の市町村を一括で指定することができますか、伺いたいと思います。

○井上政府参考人 経済金融活性化特区の地域でございますけれども、法律は、内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地区を指定することができます。したがいまして、法律上指定することができる地区として、一つの自治体といふことを指定することができる法律上はございません。したがって、法律上は、一つの自治体よりも狭い区域でも広い区域でも可能ということです。

○遠山委員 わかりました。そうすると、法律上は、一つの自治体、市とか町に限らず指定ができるということだというふうに思います。ここは沖縄県知事に主体性を出していますので、これから沖縄の議論を見守つていただきたいと思います。

もう一つ、事務方に確認をさせていただきたいと思います。

今回の改正案での特区は、従前の特区とは異なることでございます。つまり、法令で対象産業を金融業に限定していないこととござります。

そこで伺いたいんですが、これはどんな産業でも、つまり金融業以外でも対象になり得るのか、それとも、一定の制約がこの対象産業についてあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○井上政府参考人 経済金融活性化特区の対象産業でございますけれども、沖縄県知事が、経済金融活性化計画におきまして、沖縄の経済、金融の活性化を図るために集積を促進しようとするもの記載するというものです。

法律におきましては、この対象産業を定める経済金融活性化計画が、沖縄振興基本方針に適合するもの、沖縄の経済、金融の活性化に相当程度寄与するもの、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものという基準に適合すると認められるときにつきましては、内閣総理大臣が計画を認定するものと規定をしております。したがつて、沖縄県知事においては、これらの基準を踏まえて、総合的な観点から対象産業を設定されるものと認識をしております。

ただし、平成二十六年度税制改正大綱におきましては、風俗産業につきましては所得控除制度の対象外と整理されているところとございまして、そうしたものにつきましては対象として適当でないと考へているものでございます。

○遠山委員 山本大臣に伺いますが、今の御答弁だと、今まででは、金融特区」というと沖縄では名護市だけということで、今回の法律上は、名護市だけに限らず考へていいということが一つです。それからもう一つは、今まででは金融業を念頭にした特区でありましたけれども、今の御答弁、ざつくり言えど、風俗業以外はどんな産業でも対象になりました。そこで、大臣、私も約十三年間沖縄に事務所を置いて活動してきた国會議員として、やはり沖縄の産業構造を見ますと、一つは、製造業が非常に

弱いという傾向は変わつております。

以前、前の自公政権のときにエコポイント制度というのを導入したわけですね。要するに、エコな家電等を購入するとポイントをいただくという制度で、かなり経済効果もあった政策だつたと思つておりますが、今思ひ起こすと、沖縄に行つたら全然エコポイントの恩恵がない。つまり、エコポイントの対象になるような製品をつくる工場が、沖縄は皆無だつたんですね。だから、エコポイント制度というのは、日本の他の地域では大変評価が高かつたと思ひますが、沖縄ではほとんど恩恵がなかつた。それは、製造業が弱いということなんですね。

ですから、今回の特区で、対象で一つ製造業を入れるということを考えられるんじやないか。それから、もちろんもう一つは、大臣も大変お詳しい沖縄の基幹産業である観光業、こういった観光業の関連などを対象に指定するということ也可能なのではないかというふうに思つておりますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山本国務大臣 遠山委員は沖縄の隅々まで行つておられるので、大変説得力のある御指摘だと思ふんですけれども、確かに、沖縄においては、全産業の県内総生産に占める製造業の割合は非常に低いということ、これは間違いないと思います。他方、観光業が沖縄のリーディング産業として沖縄経済を引っ張つて、これも事実だと思ひます。

御指摘のあつたとおり、沖縄経済の発展のためには、沖縄県において相対的にウエートの低い製造業の企業活動を活性化させるということは大事だと思いますし、リーディング産業である観光業が今まで以上に沖縄経済を引っ張つていくということも大事だというふうに思ひます。

製造業については、沖縄が東アジアの中心に位置するという地理的な優位性を生かした形で、その集積や企業活動の活性化の萌芽は生まれつづり得るということござります。

そこで、大臣、私も約十三年間沖縄に事務所を置いて活動してきた国議員として、やはり沖縄の産業構造を見ますと、一つは、製造業が非常に

弱いという傾向は変わつております。

以前、前の自公政権のときにエコポイント制度というのを導入したわけですね。要するに、エコな家電等を購入するとポイントをいただくという制度で、かなり経済効果もあった政策だつたと思うんですけど、一方で、大臣、要件を廢止することへの懸念すれども、今おっしゃった経済金融活性化特区の対象産業について、御存じのとおり、沖縄県知事が経済金融活性化計画で集積を促進しようとしている産業を記載するということになつておりますし、まずは沖縄県知事にきちつと判断をしていただくということだと思います。

現在、沖縄県において検討中だというふうに聞いておりますけれども、沖縄県としては、北部圏の資源を活用した製造業などを検討しているといふうに聞いています。

いずれにせよ、沖縄の自立型経済の発展に資するような経済金融活性化特区の対象産業、これは適切に定められるということを期待したいというふうに思ひます。

○遠山委員 ありがとうございます。

今の一、三回のやりとりで明確になつたとおり、今回の改正案の一つの肝は、要するに、ある程度の基準は今でもありますけれども、国の法律でいろいろながをはめてきたものを少し緩めて、沖縄が主体的に特区の地域だとかあるいは対象産業を決められるという形にしたことでございまして、これは非常に大きいと思います。

もう一つ、今回の改正の肝になつているのは、いわゆる専ら要件の廃止でござります。

これは、従来設けられてきた名護市の金融特区の規制でございまして、所得控除の対象となる企業は、特区内において専ら金融業務を営むことを義務づけられておりました。しかし、この規制があつたために、名護の金融特区というのももう十年以上やつてゐるわけでございますが、実際に特区内に来る企業はほとんどない。今までの実績を

したが、産業用計測機器などの高付加価値製品を

製造する企業の立地、こういうものが進んでおります。さらには、沖縄の豊富な資源を活用するバイオ産業の集積、こういったものも進んでいます。

こういつた動きをさらに加速させていくため、今般新たに創設する経済金融活性化特区を効果的に活用していくことのできるよう、特区でしかるべき特区の外で活動して収益を上げる企業が、一方で、大臣、要件を廢止することへの懸念として、特区の特例措置を利用する企業の中で、実際に特区の中では、特区内に置く企業の事業所の従業員の要件も十人以上から五人以上というふうに緩められて、引き下げられているわけでございまして、そうすると、特区だからこそ特例措置、優遇措置を使えるんだけれども、実は特区の中で雇用している数是非常に少ないという、これも、従前とは別の理由で特区の設置の意義が薄れる可能性がある、こういう指摘が専門家から一部出でておりますが、この問題について、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山本国務大臣 その前に、先ほど経済金融特区の対象のお話があつて、統括官の方からはつきりお話をなかつたかもしませんが、名護市を想定しているということだけちょっと申し添えておきて、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山本国務大臣 その前に、先ほど経済金融特区の対象のお話があつて、統括官の方からはつきりお話をなかつたかもしませんが、名護市を想定しているということだけちょっと申し添えておきて、大臣の御見解を伺いたいと思います。もうよく御存じだと思いますが、この問題について、大臣の御見解を伺いたいと思います。

それから、今の御指摘ですけれども、おつやつたとおり、雇用創出のためには、まず企業が進出して、その企業の活動が活性化するということが非常に大事だと思っていまして、今、遠山委員御指摘のとおり、これまで特区の各種の要件が、ハーダルが高かつたということで、企業進出が進んでいなかつたという側面はありました。

今般、もう御存じのとおり、特区の使い勝手をよくして企業進出を促していくという観点から、この新しい特区を創設して、専ら要件廃止、それから特区の各種の要件を緩和いたしました。

今の御心配についてなんですが、専ら要件の廃

止については、ある意味でいうと、今のような御心配をなくするためのインセンティブみたいな仕組みになっています。

これまで金融特区では、特区内で専ら金融業を営むことが要件とされていた。新たに創設する経済金融活性化特区では、特区内で主として対象産業を営むこととし、特区外での活動や対象産業以外の活動も可能とした。

所得控除額については、所得金額に、企業の全雇用者に占める特区内の雇用者の比率を掛け合わせて算出するということにいたしました。したがって、特区内での雇用をふやせばふやすほど所得控除の額が大きくなるということと税制のメリットを受ける仕組み、これが一種のインセンティブになるというふうに我々は考えております。

こうしたことと、今後、企業進出の増加が期待される、企業進出の増加に伴つて雇用の増加につながっていくということを期待しております。

○遠山委員 わかりました。そうすると、特区の中で雇用をふやせばふやすほど優遇措置の恩恵も広がるということをインセンティブに、企業の誘致を成功させようということだと理解をいたしました。

最後の話題になります。

少しこれから離れますけれども、私、從前から沖縄の遺骨収集事業について質問をさせていただいていることがあります。

沖縄では、戦後六十八年たつた今でも第二次世界大戦当時の遺骨が全ては収集されていないという問題がござります。

沖縄の資料によりますと、平成二十一年度は百七十三柱、平成二十二年度百二十七柱、平成二十三年度百五十一柱と毎年百柱以上の遺骨が収集されておりますし、また、厚生労働省からもデータをいただきましたけれども、沖縄県における未

収骨数、まだ収容されていない御遺骨の数というのは三千五百以上あるということでござります。

私は、大臣御承知のとおり、不発弾処理もいわば沖縄の戦後処理の問題なんですが、この遺骨収集も、やはりもつとしっかり国として責任を持つてやらなきゃいけないんじゃないかという立場でございます。

私自身も、今から約四年前に、ガマファヤーといふ遺骨収集をやっている団体の遺骨収集作業に参加をさせていただきまして、貴重な経験をさせていただきました。

こういう七十年近く前の戦争の御遺骨が日本の国内である沖縄でまだ三千五百以上残っているという状況について、大臣、どう思われているか、まず伺いたいと思います。

○山本國務大臣 今も沖縄に残る、さきの大戦で犠牲となられた方々の御遺骨の収容、これは国内最大の地上戦を経験し、苛烈な戦禍をこうむった沖縄にとっては非常に大事な課題だというふうに認識をしています。

この御遺骨の収集については、もうこれは遠山委員よく御存じのとおり、国の責務として全ての戦域で厚労省が進めているところで、沖縄においても、今厚労省が沖縄県等と連携しながら取り組んでいるというふうに承知をしておりま

す。

いずれにしても、沖縄の御遺骨の収容というの是非常に重要な問題だというふうに考えております。

○遠山委員 そこで、最後の質問になります。

大臣、私が遺骨収集作業に参加させていたしましたこのガマファヤーという団体は、どうやって作業を進めているかというと、実は、緊急雇用創出事業という厚労省の補助金事業を活用して、沖縄県内のホームレスの方や失業中の方を一時的に雇つて遺骨収集に従事してもらう。確かに、ボランティアで遺骨収集をやっていらっしゃる方も多

ら、こういう緊急雇用創出事業を使って人を集めてやっている面もございます。

私、從前から、前の民主党政権さんのころから申し上げているんですが、やはり戦争というのは国の名のもとに行われたわけでございまして、そ

ういう意味では、戦後処理の問題として国が責任を持って行う、もつと直截に言えれば、その作業にかかる経費については、なるべく、今不発弾はそうなつてはいるんですけども、約一〇〇%国が財政支援をして、地元負担が余り生じないような形で進めることが大事なのではないかというふうに思つております。

そういう意味で、少し知恵を出して、例えば、今、一括交付金があるわけですから、この一括交付金を使って、沖縄の市町村が行える対象事業のメニューの中にこの遺骨収集事業をしっかりと位置づけていただきとか、あるいは、不発弾処理で政府が採用しております、特別交付金を地元負担分に充てて、事実上地元負担がないような形で、戦後処理の事業の一つとしてやつていただき

く、こういうことが工夫すればできるんじやないかと思つております。

この点についての大臣の御見解を伺つて、私の質疑を終わりたいと思います。

○山本國務大臣 これも委員よく御存じのとおり、沖縄の御遺骨の収容については、厚労省において、平成二十三年度から沖縄県に情報収集事業を委託するということ等、沖縄県、地元関係団体等とも連携して、積極的に行われております。平成二十六年度も、所要の予算を計上して、引き続

き着実に取り組まれるというふうに承知をしております。

その上で、御遺骨収容に係る施策のさらなる拡充等については、これはやはり沖縄を含む全ての戦域における御遺骨収容に係る施策全体の中で考慮なければいけないということもありまして、まずは所管である厚労省において検討されるべきであると考えます。

ただし、御遺族の高齢化も進んでおりますし、

そういうお気持ちも踏まえて、とにかく一柱でも多くの御遺骨を収容することが重要だということ

で、内閣府としても、やはり厚労省あるいは沖縄県等による御遺骨収集が積極的に行われるよう

に、今まで以上に連携をしていくということを心がけたいと思います。

一括交付金のお話ですけれども、やはり沖縄県側の要望ということが大事だと思うんですが、沖縄県としては、これは国の責務として取り組むべきという考え方だというふうに思いますので、なかなか、要望される可能性は少ないというふうに思つております。

そういう意味で、少し知恵を出して、例えば、今、一括交付金があるわけですから、この一括交付金を使って、沖縄の市町村が行える対象事業のメニューの中にこの遺骨収集事業をしっかりと位置づけていただきとか、あるいは、不発弾処理で政府が採用しております、特別交付金を地元負担分に充てて、事実上地元負担がないような形で、戦後処理の事業の一つとしてやつていただき

く、こういうことが工夫すればできるんじやないかと思つております。

○安住委員長 次に、菊田真紀子君。

○菊田委員 おはようございます。民主党の菊田真紀子でございます。

山本大臣、連日、激務、御苦勞さまでございました。また、三ツ矢外務副大臣、きょうは御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、法案審議に先立ちまして、冒頭、普天間飛行場の辺野古移設に関して質問させていただきます。

昨年の十二月二十七日、沖縄県の仲井眞知事が辺野古の埋立申請を承認いたしました。これに先立ちまして、二十五日、仲井眞知事は安倍総理と会談をしまして、普天間基地の五年以内の運用停止と早期返還、米軍基地内の汚染確認のための立ち入り調査などを可能とする日米地位協定の改定などを求めました。これに対する安倍総理の回答について、仲井眞知事は、驚くべき立派な内容と評価をされ、いい正月になるとまで語られました。

ところが、沖縄県議会は、一月十日、仲井真知事が辺野古の埋め立てを承認したことに対する抗議をして、辞職を求める決議案を賛成多数で可決しております。一月十九日の名護市長選挙では、辺野古移設に断固反対を唱える稲嶺市長が再選を果たしました。県議会は、百条委員会を設置し、仲井真知事を厳しく追及しております。

沖縄における世論調査によれば、県民の大多数が辺野古への移設に反対をし、沖縄は納得していません。政府は、普天間飛行場の移設に向けて、沖縄に対する説明内容を、より明確に、より丁寧にすべきであると考えます。

山本大臣は、県民の理解や納得を得られると考えておられるか。同じ質問を外務副大臣にも御答弁いただきたいと思います。

○山本国務大臣 基地の問題は私の所掌ではありませんが、沖縄振興を担当する大臣として答弁をさせていただきます。

普天間飛行場については、宜野湾市の中心部に位置し、周囲には住宅や学校等が密接している、密集しているということから、この固定化はもう絶対に避けなければいけない、これは政府と沖縄県の共通認識だと考えております。

そのためにも、日米合意に基づき、普天間飛行場の辺野古への移設を進めることが必要であり、こうした考え方を引き続き丁寧に説明をし、沖縄の皆様の理解を求めるというのが安倍内閣の方針でございます。

いずれにせよ、沖縄の振興を担当する大臣としては、沖縄の振興及び米軍基地返還後の跡地利用の課題について、沖縄県、市町村と連携しつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○三ツ矢副大臣 山本大臣の答弁と重なる部分があろうかと思いますけれども、この普天間の飛行場は、住宅や学校に囲まれて市街地の真ん中にあらざります。しかも、政府と地元の皆様との共

通認識でもあるというふうに考えておるわけでございます。

この移設の問題について、沖縄におきましてもさまざまな御意見があるのは承知をしております。県議会での御議論も承知をしておりますし、世論調査も、六〇%、あるいは、場合によっては七〇%というような反対の方々の声もあるのも承知しておりますところでございますが、政府としましては、沖縄の皆様の御理解を求めるながら、現在の計画に従いまして、普天間飛行場の一日も早い移設、返還を実現して、沖縄の負担を早期に軽減してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○菊田委員 沖縄への手厚い予算や税制措置につきましては、知事の辺野古埋立承認への環境づくりではないかといった見方もあります。

沖縄振興は基地の問題とリンクしているのか、それとも、していいのか。山本大臣は、さきの名護市長選挙や石垣市長選挙の応援に入られたようですが、沖縄振興と基地の問題の関係についてどのように話されたんだでしょうか。

○山本国務大臣 これは沖縄担当大臣に就任をしてから一貫して申し上げていることです、が、振興は振興としてきちっとやつっていく、こういうことです。

○菊田委員 十二月二十五日の仲井真知事との会談において、安倍総理は、移設されるまでの間の危険性除去が極めて重要な課題であるとの認識はござります。仲井真知事も、会談後の記者会見で、五年以内の運用停止というのが実現できれば、一日も早い危険性の除去という点では合格すると述べておられます。

○三ツ矢副大臣 政府は、普天間飛行場の五年以内の運用停止と、

おきまして、仲井真知事から沖縄の負担軽減策について要望があつたことは、十分承知しております。先月、岸田外務大臣が訪米しました際には、ケリー国務長官及びヒーゲル国防長官に対しまして、知事からいただいた御要望について、その実現に向けて全力で取り組むという我が国の基本的な考え方を説明するとともに、沖縄の負担軽減に向けた協力を要請したところでございます。アメリカ側からは、負担軽減に関する日本政府の努力を引き継ぎ支持、協力するとの発言があつたとうことでございます。

普天間飛行場の五年以内の運用停止を含む仲井真知事からの御要望については、総理も述べておられるとおりでございますが、アメリカを初め相手のあることではございますけれども、政府を挙げてその実現に向けて全力で取り組んでいく所存でございます。

○菊田委員 沖縄県民あるいは県議会の仲井真知事に対する反発の中には、この安倍総理との会談の中身、あるいは、本当にこれが日本政府の正式な方針になつているのかどうか、こういうことがあります。もちろん私も、相手のあることだということは承知しておりますけれども、これは本当に、五年以内の運用停止が日本政府の正式な方針なんだ、それより先送ることは日本政府の方針ではないことを米側に対して明確にされているのか、伝えているのかいないのか。

来月、いよいよオバマ大統領が来日をされると聞いていますけれども、当然、沖縄における基地負担の軽減についてさまざま話し合いが行われると思います。安倍総理が、普天間飛行場の五年以内の運用停止は日本政府の方針だとオバマ大統領に明言されるのか、この点について注目が集まると思いますが、再度お答えいただけないでしょうか。

○三ツ矢副大臣 繰り返しになると思いますが、さきの、私どもの岸田外相と先方のケリー国務長

官それからヒーゲル国防長官との会談におきましても、仲井真知事からのおきましても、おこなっており、おこなうところでございまして、それを踏まえて、我々としても全力を挙げてこの返還問題に取り組んでいきたい、このように考えております。

○菊田委員 私は、仲井真知事の御要望からいいますと、これは日本政府の方針なんだという立場でぜひ交渉を進めていただきたいとうふうに思っております。

辺野古に新しい飛行場を建設して本格的な運用を開始するまでには十年はかかるのではないかとうふうに言われているわけですが、一方、五年以内に普天間飛行場を運用停止するのであれば、少なくとも五年間、海兵隊のヘリコプター部隊は沖縄で展開できない計算となります。

政府は、沖縄における海兵隊のプレゼンスは米軍の抑止力を維持する上で絶対に不可欠だとこれまで説明されてきたわけですが、このいわば空白の五年間におきまして、米軍の抑止力はどうのうに確保されるんでしょうか。連日、中国の挑発的行動が活発化しているわけでありまして、抑止力の問題は日本の平和と安全にとって死活的であります。具体的に御説明をお願いします。

○三ツ矢副大臣 先生御指摘のとおり、我が国周辺の安全保障環境が一段と厳しさを増してきており、この日米安全保障体制に基づく在日米軍の抑止力というのは、我が国の安全、ひいては地域の平和と安全の確保に不可欠でございます。

沖縄に所在しておりますアーリカ海兵隊のブレゼンスはその中でも極めて重要な位置を占めておるわけでございますが、在日米軍の抑止力を維持しながら、かつ沖縄の負担を軽減するということが、極めて重要な取り組みになつてきておるところでございます。

普天間につきましては、先ほどから申し上げておりますように、現行の計画に従いまして、この飛行場の一日も早い移設、返還を実現しなおかつ、米軍の抑止力を維持しながら沖縄の負担を早めに軽減していくという考えに、これは何度も御

説明させていただいておりますが、我が政府の方針として間違ひがございません。

績で五十社、同新規創出雇用者数は六百九十九人となっています。

それをしっかりと伝えてきてあるところにございま
すけれども、その後の話、これにつきましては、
は、進出企業数が平成二十六年度実績で十五社、
新規雇用者数は四百九十八人でありますが、平成二
十六年度の結果を要約おこなうと、我々としても
しかしながら、この二十四年度が別途ござつて、

いろいろな工夫が必要だと思います、正直言いまして。我々としては、ちょっと現段階で具体的にいうわけにはいかないんですけども、いろいろな工夫を重ねながら、抑止力の低下を招くことがないようにしっかりとこれに対応して、全力を挙げて取り組んでいきたい、このように考えております。

がありましたけれども、この五年間、非常に重要な
だと思ひますし、米側とはどのような交渉、協議
をされてゐるのか、少し御説明いただけないで
しょうか。

○三ツ矢副大臣 この問題は機微にわたることで
もござりますので、この場での御答弁に関して
は、ちょっと控えさせていただきたいと思いま
す。

○菊田委員 それでは、また別の機会に外務大臣
にも質問させていただきたいというふうに思いま
す。

されでは、沖縄振興特別措置法の一部改正案について質問させていただきます。

今回の法改正では、現在名護市に指定されている金融業務特別地区制度を抜本的に見直して、新たに同市を経済金融活性化特別地区に指定する

事業認定権を現行の国から県知事へ移譲するもの

でありまして、沖縄県の自主性を尊重するという観点から評価したいと考えます。

情報通信産業振興地域につきましては制度が創設された平成十年以降の進出企業数が平成二十四年度実績で二百六十三社、進出企業による新規創出雇用者数は、累計で二万三千七百四十一人に達しています。また、国際物流拠点産業集積地域についても、新規立地企業数は平成二十四年度実

る、従業員数要件を緩和するなど支援内容を充実いたしまして、これにより企業進出が進むことを

期待しているものでござります
そもそも、なぜ金融特区を名護市に立地すると
いう制度が設けられたのかと、いうことでございま

のとおり、名護市の人口につきましては、これは
一貫して増加傾向にござります。
平成二十二年の数字で見ますと、平成十二年に
比べまして五千人増、平成二年に比べまして約一
万人の増というふうになつております。
また、名護市の従業者数がござりますけれど
もたるものでござります。もともとは、沖縄県の
研究会、産学から成る自立型オキナワ経済振興研
究会といつもののがございまして、当時、アイルラ
ンドのダブリンの国際金融サービスセンターの状
況がございまして、それに着目をし、金融特区の
導入を研究会が提言いたしまして、これを受け

て、特に名護市が関心を示しまして、その実現を要望してきたという経緯がございました。

このように、県と地元自治体の要望を踏まえた形で金融特区制度が創設をされたという経緯でござ
れも、平成十三年、十六年、十八年に比べて増加の傾向にはあるところでございます。

○菊田委員 今回の法改正によって、より使い勝手がよくなるということが期待されるわけでありあります。

名護市全体がベッドタウン化をしているのではなくいかという御指摘でござりますけれども、これは平成二十二年の国勢調査でござりますけれども

までの、ぜひ、先ほどもほかの委員からもありましたが、広報、周知をしっかりといただいたが、名護市は昼間人口は名護市の人口より多くなっているという状況にござります。夜間人口が

て、成果を出していただきたいというふうに思ひます。

た大きさもいわとも、平成二十一年版の沖縄県年鑑を見ますと、名護市の人口は、平成七年から二十二年まで、一貫して増加をしておりま

す。一方、名護市に在住している方の就業者数及びよりかは低いという状況にあるわけございま
す。そうした名護市における産業の集積・企業活

通学者数というのを見ますと、名護市内で従業、通学する人の数は、平成十七年の一萬四千六百人で、今回の特区制度において、対象産業を多

から平成二十二年の二万一千四百五人に減つております。
様化したり、さまざまな支援制度を導入して、こうした企業活動の活性化、さらには雇用状況の改

特区を設けても企業誘致が思つたように進まなかつたということだけではなくて、名護市内ではなく市外で働く、市外で従業する人がふえていくのではないか。つまり、名護市全体が少しずつ善にもつながることを期待しているというところではあります。

す。そちらは国勢調査ということありますから、さまざまな統計の仕方によつて違ひが出てくると思いますが、名護市の方々の人口の移り変わりですか、あるいは就業先がどうなるか、失業者数、そしてまた特に若年層の就職、正規雇用としてきちっと働ける場所がなかなかないというようなお話も伺つておりますので、そういうことを引き続きウォッチしていくみたいというふうに思ひます。

名護市内の就業先を見ますと、雇用規模が大きいのが医療、福祉関係となつておりますし、平成二十四年で七千人を超えていました。次いで大きいのが卸、小売関係で五千人、三番目が宿泊、飲食産業関係で三千六百人。先ほども製造業が弱いというお話をありましたけれども、製造業は千四百人くらい。建設業が千六百人ぐらい。これも沖縄県の統計年鑑で調べたんですけれども、こういう現状でございます。

今回の法改正によりまして、新たにどのような分野の企業誘致が進むと想定しているのか。

それともう一つ、山本大臣が記者会見の中で、

高付加価値産業を層集積させるということ、これによって雇用の拡大と産業振興の促進を図ると

いうことを述べておられましたが、名護市における高付加価値産業とは具体的にどのようなものを指しているのか、教えていただきたいと思ひます。

○山本国務大臣 経済金融活性化特別地区の対象産業に對しては各種の税制措置を講ずることになりますが、その対象産業は、先ほどからの質疑にも出しておりますけれども、沖縄県知事が経済金融活性化計画で集積を促進しようとする産業を記載するということになつております、まずは沖縄県知事の判断だというふうに思ひます。

このことから、現在、沖縄県において検討中ではあります、沖縄県としては、北部圏域の資源を活用した製造業などを検討していると伺つております。

なお、今委員から御指摘のあつた、記者会見で

私が高付加価値産業を一層集積させると申し上げたのは、これは、実は、名護市というか、情報特区、国際物流特区も含めて、効果的な企業誘致にあります。現在安倍政権が進めていますTPP交渉に關して懸念が示されました。沖縄の農業の名護市内の就業先を見ますと、雇用規模が大きいのが医療、福祉関係となつておりますし、平成二十四年で七千人を超えていました。次いで大きいのが卸、小売関係で五千人、三番目が宿泊、飲食産業関係で三千六百人。先ほども製造業が弱いというお話をありましたけれども、製造業は千四百人くらい。建設業が千六百人ぐらい。これも沖

余り細かく言うと時間がないんですけれども、合いで申し上げたということです。

余り細かく言うと時間がないんですけれども、国際物流産業でいうと、東アジアの中心に位置するという地理的優位性を生かした産業があり得ると思うんですね。例えば、沖縄の国際貨物ハブを活用するとか、産業用計測機器などの高付加価値製品を製造する企業の立地というのもありますし、情報産業でいうと、例えば、同時被災の可能性を下げるためにデータセンターの立地とか、あるいは情報通信機器の相互接続検証事業、こういった集積が期待されるんじゃないかというふうに考えております。

○菊田委員 これはちょっと政府参考人にお聞きしたいんですけど、今大臣から北部地域の特性を生かした製造業という話がありました。そもそも、どういった理由でなかなか製造業が育たないということなんでしょうか。

○井上政府参考人 沖縄におきましてなぜ製造業が育たないかということでござりますけれども、島嶼地域でございます。したがいまして、本土におきましては重厚長大型産業が高度成長期において育成をされたところでございますけれども、やはり本土と沖縄との輸送コストの問題等がありますが、沖縄担当大臣として感じていることを申し上げたいと思います。

○山本国務大臣 今委員おつやつたように、TPP交渉については、これは甘利大臣の担当といふことは難しいかもしませんけれども、山本大臣の立場でお答えいただきたいと思います。

○菊田委員 ありがとうございます。TPP交渉についても、沖縄のサトウキビ農家、農業、漁業、水産委員会での決議をしつかり受けとめて、全力で政府としてTPP交渉に当たつているというふうに承知しております。沖縄振興を担当する立場の私としても、この進捗状況をしつかり注視するとともに、これについて配慮してまいりたいとお話をされました。

TPPは、沖縄のサトウキビ農家、沖縄の農業にどう影響を及ぼすのか。また、沖縄経済全

く、さすがにサトウキビが打撃を受ければ、もうまさに沖縄振

興どころではないんだというような声が聞こえた

わけであります。現在、交渉の中でサトウキビは

余り細かく言うと時間がないんですけれども、

が、中国、台湾、どのような状況になつてゐるか、最近の傾向と、今、足元でどういう状況か、今後どういう見込みか、これについて教えていただきたいと思います。これは井上政策統括官にお願いしたいと思います。

○井上政府参考人 沖縄におきます中国そして台湾との人、物の交流の状況でございます。

まず、中国との人的な交流でござりますけれども、平成二十三年七月の数次ビザ発給開始によりまして入り込み客は増加をしておりますけれども、平成二十四年は、尖閣国有化の影響によりまして、九月以降、減少いたしております。その後、平成二十五年は、七月から北京—那覇間の航空路線が再開したほか、中国人向けクルーズ船が寄港するなど、徐々にでございますけれども回復傾向にございます。

他方で、台湾でございますけれども、その人的交流につきましては、平成二十三年、東日本大震災の影響によりまして入り込み客は減少しておりますが、二十四年以降は、日台間のオープنسカイ協定締結による新規航空路線の就航、円安の影響等によりまして大幅に増加しております。

ちなみに、台湾、平成二十四年は十四万一千人でございましたけれども、平成二十五年は二十三万六千人となつてゐるものでございます。

また、物流でございますけれども、沖縄から両国への輸出、そして両国からの輸入、それぞれ、平成二十四年は前年より落ち込んでおりますけれども、二十五年につきましては、中国、台湾とも前年より増加をしている傾向にございます。

○石関委員 いろいろな政治問題等もあり、一時的な落ち込みはあつたけれども、また回復をしていくべきだということですが、特に人の交流の部分、物についてはまだお尋ねもしたいと思ひますが、人の交流の部分で、クルーズ船というお話をありました。

どんな船がふえていて、どれぐらいの人数がいわゆるクルーズ船に乗つて、沖縄、那覇とか石垣だというふうに思ひますが、こういうところを訪

れていて、随分お買い物もされているということなんですが、具体的に、このクルーズ船というのは、来て、例えは一晩とか二晩泊まつていくのかもしれませんとか、そのままはどこかへ行つてしまふのか、そもそもはどういうものなのか。

また、先ほど申し上げたように、どれぐらいの人数の方がこのクルーズ船でいらっしゃつて、一人当たり一万円、二万円買つていただければ相当

状になつていて、クルーズ船の客数掛ける、ざつくり一万円とか二万円と、経験値であるでしょうから、それを掛けるところぐらいの効果だと、ちょっと数字で、まだわかりやすく教えていただけますか。

○井上政府参考人 クルーズ船の状況でございます。

すけれども、まず、寄港回数でございます。

これは、平成二十五年でございますけれども、百二十六回でございました。平成二十四年につきましても同様に百二十六回であつたわけでございますけれども、二十六年につきましては、百六十

七回の寄港が見込まれてゐるということでございまして、大幅に増加する傾向にございます。

そして、海路の外国人の観光客数でございますけれども、平成二十五年は十七万三千四百人であります。乗客数は三千六百九人という極めて多

額、平均三万八千円という数字となつております。国籍で見ますと、台湾がかなりふえていると

いう状況にございます。

具体的に、どのようなクルーズ船が来ているのかということでございますけれども、台湾でございますけれども、これはスタークルーズ社、スター

パースター・アクエリニアス号というのがございまして、台湾、石垣、那覇港を結んでおりまして、

石垣、那覇に寄港いたしまして、人によつてはバ

スで、人によつてはタクシーで観光地、そしてショッピングに出かけて、観光したりお買い物を

されるというようなことであるわけでございま

す。

中国の関係でございますと、ロイヤル・カリビアン社、ボイジャー・オブ・ザ・シーズ、これは極めて大きな船でございますけれども、そうしたものでありますとか、コスタクルーズ社のコスタアランチカ号などが就航しております、上海、那覇、上海を結ぶとか、上海、濟州、那覇、上海、さまざまな組み合わせがございます。

また、日本国籍におきましても、飛鳥号とか飛鳥のIIというクルーズ船でありますとか、にっぽん丸、そつしたもののがございまして、飛鳥のIIと

いうものにつきましても、これも横浜、大阪、那覇、台湾、石垣、そして那覇と台湾につきましては一泊しているというような状況にございます。

波及効果でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたボイジャー・オブ・ザ・シーズという大型クルーズ船が二十四年の七月に参つております。乗客数は三千六百九人という極めて多

額、平均三万八千円という数字となつております。掛け合せますと、約一億三千七百万円の直

接的な経済効果があつたというふうに算定される

ものでございます。

○石関委員 ちょっとこれは通告してありませんけれども、日本人の沖縄の訪問、何人ぐらい行つていて、比較するとどれぐらいの比率になるんですか。

今、外国の方がこれだけだということと、アンケートによれば一人三万円ぐらい使つてくれ

るということなんですが、幾ら使つているかは別

に大勢來ていただいて、先ほど買い物の効果があ

りましたけれども、していただけるような整備が

必要だと思います。

それぞれ、どのような計画、今後どれぐらいで

どれぐらいのものを整備する、整備ができるほど

ぐらいの船が今後接岸できて、そしてお客様

がふえるだろう、こんな見込みを含めて教えて

いただけますでしょうか。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、沖縄のリーディング産業でございます観光産業の発展のために、特に国内外からの大型旅客船を利用した観光を推進するためには、那覇港、石垣港などにおきます旅客船

○石関委員 今のを伺つてもかなり、クルーズ船もそうですし、外国からの皆さんというのは、非常に経済という意味では大事だ。国防とか安全保

障、いろいろな意味からはまた、違う角度からいろいろ、これはこれで気をつけなければいけないというのは当然あると思いますが、今回、経済に絞つて質問させていただくと、非常に大事だと思います。

那覇の港も見てきました。あとは、石垣港も先日行つてまいりましたけれども、どうもやはり、バースというんですか、船が着岸して乗客ですとか荷物をおろすとというところが整備が足りないがためにお断りをしている、船は寄りたいと言つてお断りしている、こういうこともあるということなんです。

那覇のバースの整備状況、それから石垣も、荷おろしをするところに今クルーズ船をとめている

ということでありましたので、私が行つたときには、コンテナがぱあつと積んであって、クルーズ船で人がおりるときにはそれをどかしてといふ

ものでございます。

おろしをするところに今クルーズ船をとめている

シードマリミタリーノのものもないというところでしたので、これはぜひ早急に整備をして、お客様

ターミナルの確保が非常に重要なと我々も認識しているところでございます。

こうした中で、まず那覇港でございますけれども、平成十八年度から整備に着手をしておりまして、現在、平成二十年代後半の完成を目指して努力をしているところでございます。なお、早期利用のために、平成二十一年九月に暫定利用を始めているところでございます。

次に、石垣港でございますけれども、先生御指摘のように、現在、貨物船ターミナルを利用していると、いう現状にあるわけでございますけれども、こちらも旅客船専用ターミナルの整備を平成十七年度から開始しておりますので、平成二十年代後半の完成を目指して鋭意努力しているところでございます。

那覇港、石垣港における旅客船ターミナルの整備については、引き続き着実に進めてまいる所存でございます。それから、どのくらい利用が見込まれるのかといふことではございますけれども、現在のところ、実績をまず申し上げますと、例えば那覇港ですと、平成二十三年度には五十三回、平成二十四年六十七回、平成二十五年五十六回というような実績でございまして、石垣は、平成二十三年四十九回、平成二十四年五十二回、平成二十五年六十五回というような実績になってございます。この両港におきます旅客船ターミナルの整備が進んでこれ以上の入国が見込まれるよう、我々としても期待しているというところでございます。

以上でございます。

○石闘委員 水産庁の方、おいでいただきてますね。次は水産庁にお尋ねしたいんです。先日、この委員会で一般質疑のときに、またこれも同僚の阪口委員が質問したのは、日台の漁業協定の話をさせていただいたと思います。マグロの漁をされている皆さん、尖閣で漁をする会というのがあって、この前、石垣島での皆さんは見たことないですか、何かすごく高いら

で、マグロだけではなくて、そこでお話を出たのがサンゴ漁の話でした。

彼らが言うには、北緯二十七度以南の地域に中いわゆる北緯二十七度以南の海域に中國の船がたくさん来てサンゴをとっているということなんですが、この北緯二十七度以南というのはどういう意味があるんでしょうか、教えてください。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる北緯二十七度以南の海域でございますけれども、この水域、日中の漁業協定の附屬でござります。我が國の外務大臣と中國の特命全権大使との書簡の交換によりまして、日中双方が、海洋生物資源の維持が過度の開発により脅かされないとを確保するため協力関係にあることを前提として、それぞれ相手国の国民に対し自國の漁業関係法令を適用しないという水域でございます。

○枝元政府参考人 この問題につきましては、日本中の漁業協定の中の日中漁業共同委員会という仕組みがございますけれども、昨年の八月、その日

中の共同委員会におきまして、日本の方から、我が方からその問題を提起いたしまして、沖縄の漁業者を初めとする強い懸念を伝えながら、いろいろな課題がございますけれども、最も時間を割いて中国側と議論をいたしました。

その結果、サンゴの不法採捕を根絶するため双方が協力して取り組むこととし、そのための具体的な方策として、サンゴ船を認めた場合には通報し、調査する仕組みの導入等について合意をしたところでございます。

今後とも、沖縄の漁業者の懸念を真摯に受けとめまして、日中漁業共同委員会等を通じまして中國側に問題提起を行うなど、しっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○枝元政府参考人 ちょっと今のをまた詳しく教えてもらいたいのですが、合意をしたということなんですね。宝石サンゴをとることは違法となつております。

サンゴの資源と沖縄の漁業者にとって重要なマチ類の漁場に非常に大きな悪影響を与えるものでございますのと、あと中国の法律においても、この宝石サンゴをとることは違法となつております。

そういう意味からいたしますと、この問題は、その根絶を図らなければならない重大な問題だと

いうふうに認識をしております。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

この通報の仕組みによりまして、先ほど申し上

しいですよ。まさに一獲千金で、そういうものの狙つて多くの船が来て、やたらとつて、いわゆる乱獲をしている状況だということなんですね。

今の御答弁にもあつたとおり、それでいいのかといえば、とてもそういう認識ではないということなんですが、中国側とのサンゴの問題について、過去、何か話し合われたとか、今継続的に話をしているとか、今後お話をしても、乱獲はやめてしまさうとか、こういうことどいうのはありますか。

○枝元政府参考人 この問題につきましては、日本中の漁業協定の中の日中漁業共同委員会という仕組みがございますけれども、昨年の八月、その日

中の共同委員会におきまして、日本の方から、我が方からその問題を提起いたしまして、沖縄の漁業者を初めとする強い懸念を伝えながら、いろいろな課題がございますけれども、最も時間を割いて中国側と議論をいたしました。

その結果、サンゴの不法採捕を根絶するため双方が協力して取り組むこととし、そのための具体的な方策として、サンゴ船を認めた場合には通報し、調査する仕組みの導入等について合意をしたところでございます。

今後とも、沖縄の漁業者の懸念を真摯に受けとめまして、日中漁業共同委員会等を通じまして中國側に問題提起を行うなど、しっかり対応してまいりたいというふうに思っています。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 わかりました。

ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

て、それを確認いたしましたら中国側に通報をすること。あと、昨年秋に急増したときがござりますが、そのときには、水産庁の幹部をすぐ中国に派遣して当局に対応を強く求める等々、対応を行つて、そこでもあります。

中国におきましても、サンゴ船の検挙ですとか、サンゴ船の活動がまだございます。

いずれにしても、中国側と協力もしつつ、まだ、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

中国におきましても、サンゴ船の検挙ですとか、船のスクランプ等々を行つて、そういうことは承知しておりますけれども、依然として、先ほど先生も御指摘のとおり、非常に価格が高くなっています。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる北緯二十七度以南の海域でござりますけれども、この水域、日中の漁業協定の附屬でござります。我が國の外務大臣と中國の特命全権大使との書簡の交換によりまして、日中双方が、海洋生物資源の維持が過度の開発により脅かされないとを確保するため協力関係にあることを前提として、それぞれ相手国の国民に対し自國の漁業関係法令を適用しないという水域でございます。

○枝元政府参考人 この問題につきましては、日本中の漁業協定の中の日中漁業共同委員会という仕組みがございますけれども、昨年の八月、その日

中の共同委員会におきまして、日本の方から、我が方からその問題を提起いたしまして、沖縄の漁業者を初めとする強い懸念を伝えながら、いろいろな課題がございますけれども、最も時間を割いて中国側と議論をいたしました。

その結果、サンゴの不法採捕を根絶するため双方が協力して取り組むこととし、そのための具体的な方策として、サンゴ船を認めた場合には通報し、調査する仕組みの導入等について合意をしたところでございます。

今後とも、沖縄の漁業者の懸念を真摯に受けとめまして、日中漁業共同委員会等を通じまして中國側に問題提起を行うなど、しっかり対応してまいりたいというふうに思っています。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

て、それを確認いたしましたら中国側に通報をすること。あと、昨年秋に急増したときがござりますが、そのときには、水産庁の幹部をすぐ中国に派遣して当局に対応を強く求める等々、対応を行つて、そこでもあります。

中国におきましても、サンゴ船の検挙ですとか、船のスクランプ等々を行つて、そういうことは承知しておりますけれども、依然として、先ほど先生も御指摘のとおり、非常に価格が高くなっています。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる北緯二十七度以南の海域でござりますけれども、この水域、日中の漁業協定の附屬でござります。我が國の外務大臣と中國の特命全権大使との書簡の交換によりまして、日中双方が、海洋生物資源の維持が過度の開発により脅かされないとを確保するため協力関係にあることを前提として、それぞれ相手国の国民に対し自國の漁業関係法令を適用しないという水域でございます。

○枝元政府参考人 この問題につきましては、日本中の漁業協定の中の日中漁業共同委員会という仕組みがございますけれども、昨年の八月、その日

中の共同委員会におきまして、日本の方から、我が方からその問題を提起いたしまして、沖縄の漁業者を初めとする強い懸念を伝えながら、いろいろな課題がございますけれども、最も時間を割いて中国側と議論をいたしました。

その結果、サンゴの不法採捕を根絶するため双方が協力して取り組むこととし、そのための具体的な方策として、サンゴ船を認めた場合には通報し、調査する仕組みの導入等について合意をしたところでございます。

今後とも、沖縄の漁業者の懸念を真摯に受けとめまして、日中漁業共同委員会等を通じまして中國側に問題提起を行うなど、しっかり対応してまいりたいというふうに思っています。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

て、それを確認いたしましたら中国側に通報をす

ること。

中国に派遣して

当局に

対応を

強く求める等々、対応を行つて、そこでもあります。

中国におきましても、サンゴ船の検挙ですとか、

船のスクランプ等々を行つて、

そういうことは承知しておりますけれども、依然として、先ほど先生も御指摘のとおり、非常に価格が高くなっています。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる北緯二十七度以南の海域でござります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

次に、沖縄振興局長さんを中心にお尋ねしたいと思うんですが、アメラジアンという言葉があつた、共同委員会等の場を通じて問題を提起し、粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○枝元政府参考人 ただ、乱獲が続いていることではあります。

○枝元政府参考人 せんから、これは政治の仕事ですので、大臣初め、強力に、実効性のあるルールづくりとか乱獲を防ぐような方策、ぜひこれをお願いしたいといふふうに思います。地元の方もみんなそういうことをおっしゃっていました。

れになつて、そして、その皆さんの教育、アメラジアンスクールといふのが実際に沖縄にはあるんですが、これがどういうことになつてゐるか、教えてください。

○井上政府参考人 恐縮でございますけれども、アメラジアンの方々の出生の状況、手元に数字がございませんけれども、今御指摘のアメラジアンスクール、これは宜野湾にございまして、NPO法人アメラジアンスクール・イン・オキナワといふところが運営をされているところでございまして、平成二十五年四月現在、在校生七十五名、幼稚園生五名、小学生四十七名、中学生二十三名と聞いております。

いわゆるこのアメラジアンの生徒児童の方々でござりますけれども、先ほど副大臣からもお話をございましたけれども、妻が日本人、夫が米国人ということでございまして、一般的に英語を母国語としているというケースがございまして、日本語が不足をしているしたがつて、いわゆる公立の学校に行つてもなかなか適応ができないというようなところが課題としてあり、そのため、公立学校以外の民間の教育施設が必要とされ、先ほど申し上げましたNPO法人がそうしたアメラジアンスクールを運営しているというふうに認識をしているところでござります。

○石関委員 今御説明いただいたものだというふうに私も承知しておりますが、ただ、英語を母語というお話があつたんすけれども、お子さんは生まれたけれども、お父さんが本国に帰つてしまつて、実は、みめ形は、いわゆるハーフといふんですか、どういう用語が適切かわかりませんが、アメリカ人と日本人の間に生まれたというふうな環境がいろいろ困難だから普通の学校に適合できない、こういう方々もいて、このアメラジアンスクールでそういう方々の面倒を見ている、こうたり、そういう皆さんもたくさんいる。また、家庭環境がいろいろ困難だから普普通の学校に適合できない、こういう方々もいて、このアメラジアンスクールでそういう方々の面倒を見ている、こうしたことだと思うんですね。

ただ、一つ沖縄に特有の課題だというふうに私は

思つたインセンティブを与えるような施策をやれども、どのように政府として受けてください。

○井上政府参考人 まず、内閣府から御説明をいたしたいと存じます。

まず、このアメラジアンスクールでございますけれども、沖縄県でござりますけれども、沖縄県の指導者として二名を派遣いたしております。それから、一括交付金制度が創設をされたわけでござりますけれども、それを活用いたしまして、県として、このアメラジアンスクールに対しまして、パソコン等を活用した日本語指導教材、そして日本語指導マニュアルの作成等を行いまして、県内の日本語指導支援の必要なアメラジアン児童生徒への支援を行つてゐるというふうに聞いております。

○石関委員 そこはさらに、私も学校に行つての印象なんですが、ぜひ充実をさせて、こういったお子さんたちが適切な教育と、今、日本語の話がありました、これも遜色のないようく見えられるような、こういう環境を整えていただきたいといふふうに思います。

このアメラジアンスクール、現在も寄附をいろいろなところからいただいて何とか運営をしていよいよという環境なんですが、これは文科省にお尋ねをしたいと思います。

沖縄対策、本当に現地の皆さんのがためになる対策として、このアメラジアンスクールに関しては、企業から寄附金をいただけるような、それが促進できるような制度づくりというのをやつていただき。寄附をすればそれが節税につながつて、どうせ節税するのならこのお子さんたちに使いたい、こういう企業がふえるような、先ほど大臣も

言つたインセンティブを与えるような施策をやれば、国が直接お金をそこに投入しなくとも、地域の中あるいは国内で、この皆さんのためになる、自分も貢献をしている、こういう気分になつてやれるような制度、文科省としてこういつたお考えはないでしょうか。

○加藤政府参考人 委員お尋ねのアメラジアンスクール・イン・オキナワでございますが、特定非営利活動法人でございます。いわゆるNPO法人でございますが、NPO法人に関しましては、平成二十三年度の税制改正によりまして、認定NPO法人に對して個人が寄附をする場合には、所得税につきまして所得控除か税額控除のいずれか有利な方を選択できるという優遇措置の拡充が図られたところでござります。

○井上政府参考人 まず、IRの県内への誘致でございますけれども、私は、IR導入についての課題の整理や対応策の検討を実施し、地域説明会、シンポジウムの開催などによりまして、IRに対する県民の理解が深まるよう努めてきていたところであると聞いておるわけですが、それから、このスケール、NPO法人が特定非営利活動促進法に基づきまして所轄庁の認定を受ければ、こうした優遇措置の活用も可能になるものというふうに理解してございます。

○石関委員 それでも、今経営が大変苦しいといふことですから、私が申し上げているのは、さら

にそのインセンティブを上げるような格段の対応というのが必要だと思いますので、ぜひまた大臣中心にこれも進めていただきたいというふうに思っています。

最後、いわゆるIR、特定複合観光施設、これに関してのお尋ねをさせていただきます。

私も、日本維新の会の一員としてこの法案の提出者の一人になつておりますが、もちろん、今までのところつくるとか、またこの法案も、提出されているだけですから今後どうなるかわかりませんが、私は必要なものだと思つてかかわりを持つて

いるということですし、候補地がどうなるかといふことはさらに先の話でわかりませんが、地域振興のためにも、またあるいは地理的な場所を考えて、沖縄というのも有力な候補地の一つだというふうに思いますが、これについて、政策統括官に

お尋ねしますけれども、どのように政府として受けとめていますか。

○井上政府参考人 今御指摘のカジノを含む統合リゾートでございますけれども、昨年十二月の臨時国会におきまして推進法案が提出され、本年の通常国会において継続審議されているものと承知をいたしております。

このIRでございますけれども、観光や産業振興などに有効という意見がある一方で、治安や青少年への悪影響を懸念する意見もあるものと承知をいたしております。

というところでございまして、主な意見としては、県経済への波及効果の観点から実現を求める声、懸念事項の対策を前提に肯定的に捉える声がある一方で、IRがもたらすカジノのイメージが離島観光のイメージにそぐわないというような否定的なコメントもあつたというふうに聞いているというところでございます。

○石関委員 このIR、私は沖縄の振興にも資するものだと思っていますが、今お話にもあつたとおり、懸念する声も当然ある。その前に伺つたサンゴの話をもう少し、アメリカンへの支援というのもそうですが、いろいろな問題と課題、それから、これを突破すれば非常に沖縄にはプラスになる、いろいろなものがあると思いますが、今のやりとりも踏まえた上で、最後、もう一回副大臣に聞いてみますか、副大臣に出番を、今回は活躍していただいて。

○安住委員長 時間が来ておりますので、簡潔に。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。

沖縄の産業構造の問題は、委員も御承知のとおりでございます。今おしゃつたIRの問題、だとか、こういったものも、いろいろな議論がございますが、もちろん観光を中心でございますが、今回の制度によって、やはり製造業がしっかりと定着できる、先ほどのアメリカンの方々も就職できるような雇用の場、こういうものをしっかりとつくりしていくよう頑張りたいと思います。

○石関委員 ありがとうございました。

○安住委員長 次に、杉本かずみ君。

○杉本委員 みんなの党の杉本かずみです。

本日は、貴重な質問の機会をありがとうございました。

ちょっと、桜の言葉で、如^じというか如^じというか、意味するところは時間と空間、こういう言葉

があるんですか、改めて、きょうは時間と空間が一致するがゆえ、山本大臣や後藤田副大臣に質問をさせていただき、また、安住委員長に質問させていただきたいと思います。

そんな意味から、この時間と空間という意味で、沖縄をやはり総括して考えていく必要がある。ただいてこの場をいただいているということで、改めて感謝と、職責を少しでも全うできるように質問させていただきます。

一九七二年、昭和四十七年の五月十五日に返還され、四十一年を間もなく迎えるという月日でございますが、本土復帰後、あるいはそれ以前の歴史もあります。こういった点を振り返って、基地問題もありますし、県民所得、これまで相当な金額を投下させていただいているとも思つてあります。そして、その結果として産業振興の状況、企業である観光リゾート産業、IT関連産業の発展を図つていくとともに、今申し上げた優位性を生かして国際物流産業を集積する、あるいはOITSもございますので、沖縄科学技術大学院大学を生かした科学技術の振興、国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進していきたいというふうに考えております。

さらに、駐留軍用地の返還後の跡地利用、これも非常に沖縄振興という点では重要な課題だとうふうに認識しております。きょうも幾つか御質問がありました。その結果、社会資本の整備とか、あるいは県内総生産とか、就業者数の増加とか、リーディング産業としての観光業とか、あるいは情報通信産業とか、物流の分野での着実な発展とか、一定の成果を上げてきたといふことは間違いないというふうに思います。

ただ、他方で、一人当たりの県民所得は依然として低い水準にあるということですし、失業率も全国平均に比べて非常に高い。幾つかの課題があることも、これも事実だというふうに思いました。

きょうの答弁でも申し上げたんだけれども、政府として沖縄振興をやつてきたいろいろな理由

があると思います、歴史的な要因、社会的な要因、地理的な要因。でも、私は、沖縄担当大臣になつてからずっと申し上げているのは、沖縄は東アジアの中心に位置するという地理的特性がある。日本一高い出生率、若年人口率といった潜在力もある。これは、骨太方針や日本再興戦略でも書かれましたが、やはり将来、日本のフロンティナーとして二十一世紀の成長モデルとなつて日本全体を引っ張る、こういう可能性を秘めているふうに信じております。

私は思つております。そこで、そういうイメージを頭に描きながら振興策を進めていくべきだというふうに考えております。

具体的には、引き続き、沖縄のリーディング産業を頭に描きながら振興策を進めていくべきだというふうに考えております。

書かれましたが、やはり将来、日本のフロンティナーとして二十一世紀の成長モデルとなつて日本全体を引っ張る、こういう可能性を秘めているふうに信じております。

アジアの中心に位置するという地理的特性がある。日本一高い出生率、若年人口率といった潜在力もある。これは、骨太方針や日本再興戦略でも書かれましたが、やはり将来、日本のフロンティナーとして二十一世紀の成長モデルとなつて日本全体を引っ張る、こういう可能性を秘めているふうに信じております。

書かれましたが、やはり将来、日本のフロンティナーとして二十一世紀の成長モデルとなつて日本全体を引っ張る、こういう可能性を秘めているふうに信じております。

さくらに、那覇市を中心に千五百キロの円を描くと、この圏内に香港、マニラ、ソウル、東京が入り込む広大な海域に点在する大小百六十の島嶼から成るということです、成長するアジアの玄関口にも位置づけられております。

さくらに、那覇市を中心に千五百キロの円を描くと、この圏内に香港、マニラ、ソウル、東京が入り込む広大な海域に点在する大小百六十の島嶼から成るということです、地理的には東アジアの中心に位置しております。

他方、国土面積の〇・六%の沖縄県内に全国の約七四%の在日米軍専用施設・区域が依然として集中をしているということで、沖縄県民の方々にとっては大きな負担になつてゐるということは、これはもう認識をしております。

この中でも、普天間飛行場は、これも委員はよく御存じですが、周囲が住宅や学校等に密接しているということで、その固定化は絶対避けなければならぬというふうに考えておりまして、これは日米合意に従つて一日も早く移設、返還に向けて政府として取り組むということだと思います。

○杉本委員 ありがとうございます。

次に、今、東アジアの中心というお話をありました。その中で、中国という国から見ると、日本を向こう側から見ると、御存じの第一列島線があり、第二列島線があり、最近私も知つた第三列島線というのすらある。ハワイの方角を指すそうでございますけれども。

○杉本委員 みんなの党の杉本かずみ君。

そういうふうに、沖縄を抱える中で、沖縄の geopolitics の重要性、この認識と、それから、よく言われる普天間の危険性の除去と、いう言葉があるんですけれども、この具体的な問題点はどういう御認識を、むしろ沖縄の県民の立場に

ドにいらつしやる方々の、あるいは経験された方々の思いだとも思つております。

そんな意味で、成長戦略の中の国家戦略特区という位置づけと、私は、沖縄県はまさしく国家戦略特区のフロントランナーであるのではないかという認識を持つているんですけれども、この点の共通点と、いやいや、ここはこういう点が違つてゐるんだというところはなかなか認識として持ちにくいんですけども、どう認識を持つたらいかを教えていただければと思ひます。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。

国家戦略特区と今回の沖縄の特措法との違い、共通点でございますが、まず共通点は、一定の地域において特例措置を講ずることによつて経済活動等の活性化を図ることを目的としているということが共通点かと承知しております。

一方で、異なつてゐる点でございますが、国家戦略特区につきましては国主導の制度になつてゐるのに対し、沖縄の特区、地域制度は沖縄県の自主性を尊重している、こういう制度になつております。

具体的に言いますと、例えば地域指定につきましては、国家戦略特区については国が指定しておられます。国家戦略特区につきましては、県知事が計画を策定して指定するなどと、そういう状況になつております。

また、計画策定につきましては、国家戦略特区につきましては国家戦略特区会議が作成し、内閣総理大臣が認定するということでございますが、今回の方はやはり県が前に出ている。

そして、支援制度につきましても、まさにみんなの党さんを中心に今やられている規制改革、こういう側面、規制緩和措置が国家戦略特区については前面に出りますけれども、我々の支援制度につきましては、税制上の特例措置、所得控除だと設備投資減税だとエンジエル税制、こういふ違ひがあると思います。

いずれにしましても、今回、沖縄県の自主性を高める方向で、地域、地区指定権限、事業認定権

限の県知事への移譲など、幅広く支援内容を充実したものになつておるわけでございます。

○杉本委員 わかりやすい説明をありがとうございます。県の自主性というところが違うんだぞといふことがわかりました。いずれにしろ、沖縄がフロントランナーとしてむしろ日本経済を引っ張つていただくというような立ち位置になつていただきことを願つてやみません。

そんな意味から、次に、離島振興の問題に触れます。県知事へは離島振興の問題に触れていただきたいんですけども、先般、私も国交委員会で視察をさせていただいたときに与那国を見させていただきたいんですが、石垣は人口がふえていたりということなんですが、与那国は人口減というような状況もあります。

また、ちょっと話はそれるかもしれません、我が国のEEZ等の関係から、沖縄でも、幾つかの島が具体的に名称が決まっていなかつたところを決定し、地図等への記載をしたという経緯もございます。

この地域間格差というか、本島と離島との格差といったものを、今回の法案も含めてなんですかが、いかに認識されておられて、そして今後いかなる手立てを行つていくか。県主導という言葉があつたんですが、県主導といつてお任せするといつた点もありますけれども、国側もやはりサポートしていくかなければならぬ離島振興ということがあります。

そして、支援制度につきましても、まさにみんなの党さんを中心に今やられている規制改革、こういふ側面、規制緩和措置が国家戦略特区については前面に出りますけれども、我々の支援制度につきましては、税制上の特例措置、所得控除だと設備投資減税だとエンジエル税制、こういふ違ひがあると思います。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。

委員おっしゃるように、沖縄の離島の位置づけというのは、先ほどのEEZの話も含めて、戦略的な位置づけもありますし、外交、防衛の位置づけもございますし、一方で、やはり沖縄離島は、豊かな自然、島ごとの異なる独自の文化、先般も

全国的にも観光地としての高い評価を得ていると現状もございます。

ただ一方で、委員御指摘のとおり、沖縄本島と比べますと所得が低かつたり、人口が減少しておつたり、また、やはり移動、物流コストの低減等による離島住民の負担軽減、産業振興による活性化等の課題がある、こういうことを我々も認識しております。

これらの課題に対しまして、今、県や市町村では、平成二十四年度に新たに創設された国の一括交付金を活用いたしまして、まず交通面、これも、移動コストの低減のため、離島住民等の交通コストの負担軽減を行う事業をしております。

また、情報通信面におきましては、情報格差を解消し、情報通信基盤の構築を行うため、本島と離島を結ぶ海底光ケーブルを整備する事業も行つております。

また、医療面も、これは離島、僻地における医療体制というものの確保という観点からは、離島における人工透析施設の整備、また妊婦健診等の運賃補助等もやつていて、この点について教えていただければと思います。

○杉本委員 ありがとうございます。

教育面におきましても、高校のない離島出身者のための寄宿舎等の整備、そしてまた公営学習塾、与那国なんかは塾がないというような現状もござります。こういったものの支援もさまざまなもので、海を隔てて、空から見ると別に境界線はないわけございますので、そういった意味での、奄美を含めた振興策等を講じる必要があると思っております。

予算を見る限り、沖縄開拓予算は三千六百億とかという数字だったかと思いますが、一方で、今回の奄美については、国交省の所管としては一億余りという数字でございますが、この辺の予算においての連動性、政策においての連動性、こういった点は、担当外になるのかもしれません

が、内閣の一員という意味からして、どういう可能性を秘めておるか、この辺を、漠とした質問で恐縮かもしれないですが、御答弁いただければと思います。

○井上政府参考人 沖縄と奄美諸島でございますけれども、ともに国内で有数の海洋リゾート地でございます。そして、黒潮の流れに沿つて分布をいたします島嶼群でございまして、琉球弧を形成しております。地理的にも歴史的にも深い関係があるというふうに考えております。

こうした関係を踏まえまして、沖縄県と鹿児島

向きにお願いしたく存じます。

次に、例えば沖縄の石垣から飛行機で戻ると、沖縄を少し超えるとすぐ奄美の諸島が眼下におさまつてくるわけございまして、ただ、これが船で行きますと時間が結構かかるということだと思いますが、私も、国土交通委員会でこの後また法案審議に入る奄美の群島の振興法とかあるいは小笠原振興ということが議論になるわけありますけれども、奄美・琉球というくくりがあつて、このくくりで、いわゆる世界自然遺産に向けての活動が、観光キャンペーン等行われているというふうにも聞いておるんです。こういったこと、並びに、それ以外の観光あるいは産業振興、こういった点で、隣県である鹿児島県の奄美諸島、ここをくぐりでやはり考えてさしあげる必要が、沖縄の問題は、長い歴史の上で我々は振興策を打つてあるということもわかるんですけれども、一方で、海を隔てて、空から見ると別に境界線はないわけございますので、そういった意味での、奄美を含めた振興策等を講じる必要があると思っております。

ども、まずは、沖縄本島北部、西表島、奄美大島、徳之島を琉球・奄美として世界自然遺産の登録を実現すべく、希少種の生息状況調査など、必要な条件整備を進めているというふうに聞いております。

また、二十五年の十月でございますけれども、沖縄県、鹿児島県等が参加をいたしまして、琉球弧文化観光シンポジウムというのが開催されております。また、二十五年の十一月でございますけれども、沖縄・鹿児島文化交流祭といふものも実施をされておりまして、こうした観点に立つて、互いに協力をし合いつつ、観光、産業、文化面での連携を深めておられるものと理解をしているところでござります。

おり、沖縄振興予算でござりますけれども、沖縄振興特別措置法のもと、平成二十六年度につきましては三千五百一億円計上いたしております。また、一括交付金制度もあるわけでございます。他方で、奄美群島につきましては、平成二十五年度末に期限を迎える奄美群島振興開発特別措置法の延長改正とあわせまして、奄美群島振興交付金が創設される予定だというふうにも聞いているところでございます。

今後とも、沖縄と奄美諸島が連携をし、沖縄及び奄美諸島の振興が図られるよう期待をいたしました」と考へておられるものでございます。

○杉本委員 時間が少なくなつてしまひましたので幾つか飛ばさせていただきますが、今回の法案

で、エンジエル税制、投資促進、こういうお詫びが
ありますけれども、これをプライベートバンクカー
だとかあるいはその先の投資家に周知徹底するこ
とが、沖縄に投資資金を呼び込む重要なファクタ
ーだと考へているんですけれども、具体的にど
のように策を考えておられるか、教えていただき
たいと思います。

○後藤田副大臣 今般、特措法を改正して措置し
ようとする各種の地区、地域制度では、エンジエル
税制も含めて幅広く支援内容を充実させたこと

ろであり、これを効果的に活用してもらうために、広く周知を図っていきたいと考えております。

地区、地域制度全般につきましては、その活用の促進のために、今後、各種の業界や企業に沖縄

先日は、大臣の所信に対し質疑をさせていた
だきました、いろいろと真摯に御答弁をいたただき
まして、本当にありがとうございました。
本日は、沖縄振興特措法について質疑をさせて
いただきます。

先月、この委員会で沖縄に視察に行かせていた
だいた際に、IT企業と金融企業を視察してまい
りました。大変意欲的に頑張つておられる企業
で、また、沖縄の振興にもとても役立つているの
ではないかなという印象を受けたのですが、最後
に、ここは特区認定は受けているんですけどとお尋

ねをしたところ、特区認定は受けておりません、こういう話で、我々は一体何の観察をしたのかなと、最後の最後でそういう思いがありました。本日お伺いいたしますが、平成十四年に創設された経済金融活性化特区ですか、これがつくられた当時、私も覚えておりますが、鳴り物入りで、すごい特区ができたというふうに報道されていました。法人税が四つ半下がるという二点

で、うまくやれば実質的な法人税率が二〇%を切ることも可能だ、こういうことでありますから、まさに今、国の経済成長を考えたときに、法人税をさらに下げるのかどうか、こういうことが課題となっている中で、もう十年先取りして、沖縄では法人税率が世界と互角に競争できるぐらい下がる特区だ、こういうふうな認識をしておりました。

ところが、実際は、沖縄で本当に頑張っているIT企業、金融企業、しかもも委員会の視察先ですから、普通は特区認定されているところが視察先に選ばれてしまうべきなわけですが、どちらもされていない。

どういうことかといいますと、つまりは、この特区、鳴り物入りでこの制度が導入されて十年たつわけであります。が、認定件数、金融特区は過去に一件だけあつた、しかも、それも意味がないと、いうことで撤退をされている、さらには情報通信特区は認定がそもそもこの間ゼロ件だった、こういう話であります。

まず一問目にお伺いいたしましたのは、鳴り物入りで始めた制度にもかかわらず、認定を受ける企業がなかつた。こういう状況をなぜ十年間放つて

おいたのか、このことについてお伺いをいたします。

○山本國務大臣　一言で言うと、今委員のおつ
しゃつた問題点はあると思いますけれども、やは
り制度の使い勝手がいま一つだつたり、あるいは
ハードルが高かつたということで、それはしつか
り受けとめていかなければいけないと思つていま
す。

これまで沖縄県においては、国内外において企業誘致セミナーを開催して、企業に対しても、沖縄の特区制度あるいは各種の支援施策について説明は行ってまいりまして、政府としても、こうしたセミナーに参加して、特区制度の内容等の周知に今まで努めてまいりました。あるいは、政府において、特区制度に関する説明会の開催もやつてきましまして、固別企業への説明、ホームページ

この約十年間で、情報特区については、企業進出という面で、いと二三百六十三社あったということと、雇用創出という点で、いと二万四千人という数字がありますし、物流特区については、五十七社の企業進出、約七百人の雇用創出という成果はありました。従来の金融特区については、十五社の企業進出、約五百人の雇用創出がされておりまして、いろいろと問題点はあると思いますが、一定の企業集積は進んでいるというふうに考えておられます。

他方で、特に特区の所得控除の認定件数についての掲載を通じて、とにかく周知を広めようということをやつてまいりました。

では、今御指摘もありましたが、特区の各種要件がハードルになつて認定件数がふえなかつたというふうに分析をしております。

そういう事実を踏まえて、特区の要件を大幅に緩和し、使い勝手をよくするという観点から、今般の法改正において所得控除の人数要件の緩和等を行つております。今後は、事業認定がふえる

ことを期待したいと思いますし、その旨しつかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井坂委員 企業進出とか雇用創出の成果を御説明いただきました。これはいいんです。

ただ、私がやはり疑問に思いますのは、これは別に特区認定なしでここまで企業進出あるいは雇用創出があつたわけで、であれば、そもそも、鳴り物入りのあの特区が本当に制度として皆に使われて、魅力ある制度として機能していれば、当然もっと大きな成果が出せただろうというふうに思っておりますし、また、過ぎながら、どういう問題があつたのかということをいろいろ見直して今回の改正に至られたということで、今回改正されることについては私はよいと思ってるんです。

ただ、やはり十年、民間企業でしたら、鳴り物入りで世に出した商品が、一年目も売れない、二年目も売れない、三年、五年、八年、十年たつても一個も売れないとなつたら、普通は、一年目で、売れないのは、売っているものが悪いのか、売り方が悪いのか、大幅な改善、改革をしなければいけない、必ずここに思いが至るはずだと思うんです。

ところが、制度をつくって、それが喧伝だけされて、何かいいことをやつたらしいということは、別に今回の件に限らず、各省庁、非常にあります。制度をつくったけれども使われなかつた、基金をつくったけれども全然お金が執行されなかつた、こういうことをやはり根絶したいという思いであります。

重ねてお伺いしたいのは、今回の改正で、この特区、より使いやすくなるというふうに私も思います。思いますが、実際にこれが本当に沖縄の現場で機能するか、それによってさらに多くの企業が特区認定を求めて集積をするのかということについては、やはりやってみないとわからないといふふうに思っています。今回、改正をして半年も

たてば、これが機能するかしないかわかると思うんですね。思ったほど機能していないなということがわかれ、またすぐに改善をすべきだと思いませんが、いかがでしょうか。

○山本国務大臣 今般の法改正で、特区の使い勝手をよくする、それによって企業進出を促していくという観点から、情報特区それから国際物流特区については所得控除の入数要件を大幅に緩和し、さらに、今般創設される経済金融活性化特区については、対象産業を金融に限定せず多様化する、専ら要件も廃止をする、所得控除の入数要件の緩和等も行うということで、今委員もおっしゃつた、過去の実績も見ながら、使い勝手をよくしよう、ハードルを少し低くしようということです、今後、事業認定がふえるということが期待されていると考えています。

今後、特区制度が企業に十分に活用されるように、これまで行つてきた企業誘致セミナーに加えて、今後は、各種の業界や企業に沖縄を訪問してもらう、これは後藤田副大臣に精力的にやつていただいているんですが、現地視察とか地元関係者との意見交換を行う沖縄力発見ツアーや、こういったものを進めていきたいというふうに考えておりまます。さらに、沖縄においては、日本の生産者とアジアのバイヤーが商談会を行う大交易会の開催というのも予定されておりまして、こうした機会を活用して沖縄のポテンシャルを業界や企業の方々に実体験してもらおう。こういう実体験と特区制度の説明をあわせて行うことでの効果的周知活動をやつていただきたいと思います。

そして、委員のおつしやつたポイントは大変大事なことだと思っていまして、新しい制度がスタートするわけですが、今後、特区制度の定着状況の把握についてはしっかりと努めていきたいと思いますし、どのくらいの期限で等々ということはともかくとして、必要とか状況に応じて、制度の改善等はきちっとやはり検討していかなければいけないと、担当大臣としては考えております。

○井坂委員 ありがとうございます。

期限を私も特に切りませんが、本当に、半年もやればわかる話だと思いますので、ぜひ速やかな改善をよろしくお願ひいたします。

続きまして、特区、今回いろいろ緩和拡大をされたわけであります、金融それから情報通信、これを沖縄の今後のリーディング産業にという流れでこれまで来ていたわけであります。そこで伺いますが、そもそも金融あるいは情報通信といつた分野の人材の育成や人材の集積、こういったことにおいて沖縄に何らかの優位性があつたのかどうか、お伺いをいたします。

○山本国務大臣 まず、これも委員よく御存じだと思いますが、金融業とか情報通信産業というものは、島嶼県である沖縄の遠隔性、こういうものを克服し得る産業だというふうに考えておりまます。本土から離れているがゆえに、本土との同時被災リスクが小さい、こういう沖縄の優位性を生かし得る産業だというふうにも分析をしていま

す。金融特区とか情報特区はこうした点に着目して設定をしたということです。

さらに、沖縄は、出生率が高い、人口が増加傾向にある、若年労働者も多く存在するという優位性もあるというふうに考えております。この優位性を活用して、進出企業による雇用の受け皿となる人材の育成についても、金融分野とか情報通信産業分野に特化した施策だけではなくて、国際的な人材の育成等も含めた幅広い政策を講じてまいりました。

企業の集積については、今回、新たな特区制度の創設、あるいは各特区、地域制度における支援措置の拡充、大幅な要件緩和を行いました。今回期待しておりますし、人材育成支援、これは大変大事だと思いますが、これとも相まって、沖縄における自立型経済の発展が実現するよう最大限努力してまいりたいと思っています。

○井坂委員 この経済金融活性化特別地区、特区、今回対象が拡大をされるわけでありますけれ

ども、今後どのような分野の産業を想定しているんですかと事前に当局にお伺いしたところ、まだ想定、見通しの類いはないですというお答えありました。

そこでお伺いをいたしますが、今回、特区の拡大についてヒアリング等を行つた企業は何社ぐら

いあり、また、どのような業界からヒアリングを行つたのか、そこをお答えいただくことによつて、大体どういう方向性をお考えなのかわかると思いますので、お答えを願います。

○井上政府参考人 経済金融活性化特区でございますけれども、その対象産業は、まず沖縄県において法律の規定に基づきまして判断をしていただ

くものでございますけれども、沖縄県としては、現在、北部圏域の資源を活用した製造業などを検討しているというふうに聞いているところでござ

ります。

お尋ねのヒアリングでございますが、先ほどより委員から御指摘のございますとおり、これまで特区制度があつて適用件数が少ないという問題意識を私ども持つております。そういう観点に立つて、現に沖縄に進出している企業、そしてまた本土の企業を対象に、二十五年の八月中旬から九月上旬にかけて企業ヒアリングを実施したところでございます。

対象産業としては、製造業が十社、金融業関係として六社、情報通信産業関係として七社、ヒアリングをいたしたところでございまして、それぞれの企業から、これまでの特区制度の課題等、そして沖縄においての企業立地の課題等についていろいろ御意見をお聞かせいただいたところでございます。

○井坂委員 ヒアリングの傾向から考えれば、今後は製造業方面に広がっていくのかなというふうに思っております。ぜひ実効性のある展開をよろしくお願いいたします。

続きまして、前回、所信の質疑のときに大臣とさせていただきました、沖縄の子供の貧困の問題についてお伺いをいたします。

沖縄振興ということを根底から眞面目に考えねば、やはりこの問題は外せないのでないですか。ということで、前回大臣にも一定お認めをいたただいた部分だと思います。

実は、まさにこの沖縄振興の交付金が、厚生労働省の施設であるという理由で、例えば、本日例挙げます児童館とか、母子寮とか、あるいは情緒障害児短期治療施設、情短施設と呼ばれていて、施設、沖縄には今非常に必要な施設だというふう

してやつてある福扯施設には沖縄振興の交付金があり、使えない仕組みになつております。ここを何とか、経済の分野に使うのももちろん大事ですが、さらにその土台となるこれらの沖縄特有の問題について使えるようにはできないのかということを大臣にお伺いしたいと思います。

○山本国務大臣 井坂委員が前回の質疑でもおつしゃつた、貫しておつしゃつてある沖縄県の福祉サービスの充実をいかにして図るか、これは非常に大事だと思いますし、もちろん振興政策にも関係があるというふうに考えております。

たたかえども、児童扶養等の補助施設については、今おもにやつたとおり、厚労省の補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、この補助対象施設であるということで、都道府県あるいは市町村において、厚労省の補助金を活用して着実に整備されてきたというふうに考えております。

一括交付金ですけれども、この一括交付金でも、ソフト事業を中心いて、放課後児童クラブへの家賃等の補助とか、あるいは母子家庭の生活支援のため民間アパート等の賃貸物件を活用するとか、福祉サービスに関する要望にもきめ細かく対応してきたというふうに認識をしております。

厚労省の補助金と一括交付金を適切に併用して、沖縄県の福祉サービスの向上はこれまで図られてきたというふうに考えておりまして、特段、この点について大きな支障があるというふうには認識しておりませんけれども、仮に、御指摘の施設について一括交付金の活用を図りたいという要請

望がなされた場合には、これはやはり県が主体になつて決めるというスキームですので、こういうときには、十分事情を聞いた上で対応をしつかり検討してまいりたいと、いうふうに考えております。○井坂委員 ちょっと前回の続きになるんです
が、厚労省の既存の政策の中でこういった施設の整備は図られてきたというふうに認識をしている
という御答弁だった。私は、ここはどうも現場で
聞いていることとは違うのではないかなどといふ
うご思うんです。

また、いろいろな政策をやられてきたけれども、でも、実態のいろいろな数字はまさに前回私が六つも七つも羅列したとおりで、この子供の貧困問題、それが将来の産業を担う人材、それこそ金融とか情報とか高度な仕事、難しい仕事をやる人材はそこからつくっていくしかないわけでありますから、私は、厚労省の既存の全国一律のルールの中でこの沖縄特有の問題が解決されてきたとは到底思えない。だから今、沖縄担当の大蔵にお伺いをしているわけです。

ちよつとその点の御認識だけ、もう一度お伺い

○山本國務大臣 先ほど答弁申し上げましたが、厚労省の補助金と一括交付金の組み合わせで対応してきたというふうに考えておりますけれども、前回の御質問もありますし、そこは担当大臣としてもう少し深く分析をさせていただこうというふうに思います。

○山本國務大臣 今お話をあつた放課後児童クラブ、ファミリーサポートの充実を図る、子育て環境を整備するというのを非常に重要なとおもふに考えております。

沖縄県内の放課後児童クラブ、資料によれば、全国に比べ民立民営が多くて学校施設などの公的施設の利用率が低いということで、公的施設への移行を図るために、一括交付金を活用して、放課

後児童クラブの施設整備、家賃の補助を行なうなどの財政的支援を行つております。

さらに、ファミリーサポートは、過去に厚労省の事業として実は実施されていましたが、一部の市町村においては、一括交付金を活用して、ファ

ミリーサポートセンターで保育サポートの育成支援のようなものを実施しております。

一括交付金を活用して福祉サービスの充実を図っているということなんですが、例えば、利用者の負担の軽減とか、そういうところに対しても一括交付金を活用するという、万一一県の方から要望があったとしても、一括交付金の趣旨になじむのか。これはある程度要綱が決まっておりまして、これもかなり議論してつくったんですけども、一括交付金の趣旨になじむのかということについてはやはり慎重な検討が必要かなというふうに、率直にそこはそう思っております。

○安住委員長 時間が参つております。
○井坂委員 時間が参りましたので、最後におつ
しやつた、いわゆる直接支払いのようなことは一
括交付金でできない、現状はそういうルールに
なつていると聞いておりますが、やはり、一括交
付金の本当の趣旨、沖縄の振興、また、沖縄にい
る人たちが本当に稼げる仕事について自立して経
済を回していく、ここでの趣旨に本当に鑑みて、最
後におつしやつた、子供の貧困に対してその条項
が歯どめになつているのであれば、そこもやはり
一度、まず研究からでもやつていただきたい。そ
のことだけ申し上げて、本日は終わりにいたしま

どうもありがとうございました。
○安住委員長 次に、赤嶺政賢君。
○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。
法案について質問をいたします。
まず、航空機燃料税の軽減措置について伺いま

ですが、これまで、沖縄一本土間の航空路線を対象として、全国の二分の一に軽減する措置がとられました。今回、これを沖縄県内の路線にも広げるとの改定が盛り込まれております。

離島路線の維持拡充は、離島住民の生活基盤そのものに直結する極めて重要な問題です。今回の措置が、地元住民の要望に沿った離島路線の維持拡充や航空運賃の軽減、県産品の出荷拡大などに具体的につながっていくことが期待されるわけで

○井上政府参考人 今お尋ねの航空機燃料税の輕減措置でございますけれども、御指摘のとおり、これまで、本土と沖縄の間を航行する航空機につきましては、全国の二分の一の水準となつていていたものでござりますけれども、今回の改正案につきましては、沖縄県内の各地間を航行する航空機につきましても同様の対応をすることとしたものでござります。

政府として検討した結果、今回の改正案を出させていただいているものでございます。

これは、沖縄の観光振興策の一環といたしまして、本土から沖縄本島等へ来訪する観光客を、さらに県内各離島へと誘客することを目的といたしております。

現在のことろ、沖縄を訪問する観光客のうち、離島を訪問する観光客は約二割にとどまっているわけでございますけれども、軽減措置の拡充によりまして、運賃の低減や増便など県内航空路の利便性が向上することで、沖縄の離島を訪れる観光

客の増加が図られることを期待しているところでござります。

線の廃止に加えて、ジェット機から小型のプロペラ機への切りかえが進んでいることです。

与那国島、二〇一三年一月に、ジェット機を運航していたJTAが撤退し、RAC、琉球エアー、コミュニーターのプロペラ機のみの運航になりました。それから一年以上が経過しましたが、観光客は減少、そして特産品のカジキマグロが積み込まれない場合が繰り返されているなど、影響が出ています。航空便の予約がとりににくい、天候に左右されやすく運休や遅延が多いといった苦情も寄せられています。

山本大臣も、先日、与那国島の視察に行かれたようですが、要望もお聞きになつたと思います。ジェット機からプロペラ機への切りかえによる住民生活への影響について、山本大臣はどのように認識をされておりますか。

○山本国務大臣 今、赤嶺委員がおつしやつたように、先般、与那国島を視察してまいりました。その際に、町長あるいは町の関係者の方と昼食を食べながら懇談をさせていただき、現地も視察をさせていただいて、与那国－石垣路線のジェット機による運航再開については、直接、与那国町長からも御要望をいただきました。

この平成二十五年一月の与那国－石垣路線におけるJTAからRACへの路線移管については、JTAの構造改革に当たつての機材数の削減によるものというふうに承知をしております。他方、プロペラ機化に伴つて便数をふやすなど、航空事業者としては地方に対する一定の配慮をしているというふうに認識をしております。今委員がおつしやつたように、離島航空路の維持、確保は離島振興のためには非常に重要であるというふうに認識をしておりまして、一義的には航空事業者の判断によるものだと思いますが、沖縄県と十分相談をして、必要に応じて政府としても対応を検討してまいりたいと考えております。○赤嶺委員 ジェット機からプロペラ機にかわったことによって、観光客は減り、カジキマグロの積み残しづか、地元産業も後退していくというよ

うな実情が今起つてきているわけですね。恐らく、ラ機への切りかえが進んでいることです。
与那国島に行つたら、イの一番にこの問題が強い航として出されたいたと思うんですよね。航空機のコミュニーターのプロペラ機のみの運航になりました。それから一年以上が経過しましたが、観光客は減少、そして特産品のカジキマグロが積み込まれない場合が繰り返されているなど、影響が出ています。航空便の予約がとりににくい、天候に左右されやすく運休や遅延が多いといった苦情も寄せられています。

ところが、この問題は沖縄の離島路線に広く共通した問題になつています。

国土交通省に最近の状況をまとめていただきましたが、それによると、二〇〇九年四月とこ

とに三月を比較しましたら、例えば那覇－久米島間、JTAのジェット機が二便から一便に削減さ

れました。RAC、琉球エアー、コミュニーターのプロペラ機が五便から六便にふえています。那覇－石垣間でも、JTAのジェット機が十一便から九

便に、ANAのジェット機が十一便から八便に削

減される一方で、琉球エアー、コミュニーターのプロ

ペラ機が一便就航しています。那覇－粟国間、粟

国も大変海域もすばらしく、美しい島であります

が、琉球エアーコミューターのプロペラ機三機の運航がありましたが、路線そのものは廃止になりました。

背景としては、とにかく稼働率を上げるという企画利益最優先の姿勢があるわけです。今回、航空機燃料税の軽減措置を拡充するのは、民間企業の支援のためではありません。離島住民の生活環境を維持拡充するという目的があつてのことであ

ります。税制上の支援措置を受けながら、地元自治体、住民の意向とは関係なく、経営上の判断だけで機材を変更するというのはやはり納得できるものではありません。

JTAはJAの子会社なんですね。経営破綻したJAの再建、再生には公的資金も投入されてしまいますけれども、この状況下、いろいろな条件を踏まえて、沖縄県側とも相談をしながら、必

要に応じて対応を考えていきたい、こういうふうに思います。

○赤嶺委員 離島振興というのであれば、これは私の考えではなくて、離島住民が強く政府に訴えてくれと繰り返していることがあります。この問題解決なくして離島振興はあり得ないということ

グループ全体でやはり公共交通機関としての責任を果たしていくべきだと思います。

山本大臣に伺いますが、今回新たな税制上の支

援措置をとるわけですから、単なる民間企業の經營の問題にとどめないで、地元自治体、住民の要

望に沿つた機材による運航を政府としても働きか

ることが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○山本国務大臣 離島振興のために離島航空路を確保、維持するということ是非常に重要なこと

ますし、今委員のおつしやつたお考えはお考えと

してもちろん受けとめさせていただきますが、やはり、民間航空会社の事業の判断というのもあ

りますので、そういうことを踏まえながら、沖縄

県側ともよく連携をとりながら対応を考えていき

たい、こういうふうに考えております。

○赤嶺委員 いろいろな措置を航空会社に対してとつているわけですよ。そして、現に非常に不

便な状態が離島に起こっているわけです。この起

こつて現状を、直ちに手をつけないと、これ

は長く続いてきた問題だということじゃなくて、

経営政策の中でこういうことが起きているわけ

ですから、島の人たちがどんなに物を言つても航空

会社には聞こえない。やはり政府が、沖縄担当大

臣がJAに対しても、こういうことが起こつてい

るんだから何とかしてほしいといふような言を

言つべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○山本国務大臣 先生の問題意識は理解いたしま

すし、お考えはお考えとして受けとめますが、や

はり、先ほど申し上げた答弁の繰り返しになつて

しまいますけれども、この状況下、いろいろな条

件を踏まえて、沖縄県側とも相談をしながら、必

要に応じて対応を考えていきたい、こういうふう

に思います。

○赤嶺委員 内閣府にも資料を提出していただき

ましたが、それによりますと、金融特区が創設さ

れた二〇〇二年度から二〇一二年度まで、所得

控除の認定企業数はわずか一社で、現在はありま

せん。この問題は、私は十年来、国会の中で追及

してまいりました。こうしたもので、金融業以外

にも対象事業種を広げざるを得なくなつたものだ

と思います。

では、この経済金融活性化特区というのはどう

いう業種が対象になるのか、何らかの限定があるのかという点について、伺いたいと思います。

<p>ようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。</p> <p>(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)</p> <p>第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」といいう。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。</p> <p>第三十条第一項中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改</p>
<p>め、「関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>第三十一条第一項及び第三十二条から第三十四条までの規定中「情報通信産業振興地域」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域」に改める。</p> <p>第三十五条の二第一項中「提出された」を「提出した」に、「提出があつた」を「提出をした」に改める。</p> <p>第三章第四節の節名を次のように改める。</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積計画等</p> <p>第四十一条及び第四十二条を次のように改める。</p> <p>第四十二条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」といいう。)を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税關空港であつて、相當量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域</p>
<p>三 国際物流拠点産業の集積を図るために沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を</p> <p>通じて国際物流拠点産業の集積が図られるることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。</p> <p>(国際物流拠点産業集積計画の作成等)</p> <p>第四十三条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るためにの計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」といいう。)を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税關空港であつて、相當量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域</p>
<p>三 国際物流拠点産業の集積を図るために沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を</p> <p>第四十三条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同項を同条第五項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。</p> <p>(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)</p> <p>第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、「併せて」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、「併せて」を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。</p> <p>(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)</p> <p>第四十五条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「財務大臣は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、「(政令で定めるものを除く。)」を削り、「ものは、関税法」を「ものにつき、同法」に、「とみなす」を「の指定をするものとする」に改め、「とみなす」を「の指定をするものとする」に改め、同条第二項及び第三項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。</p> <p>4 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出来するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出来するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出来するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項及び第四十九条から第五十一条までの規定中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。</p> <p>第五十五条の見出しを「(経済金融活性化特別地区)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を</p>

「内閣總理大臣」に、「聽くとともに、関係行政機

申請があつた場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとされ、その認定をするものとする。

ことができる。

「」とがである。

3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令

3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

二 一 基本方針に適合するものである」と。
経済金融活性化計画の実施が経済金融活性

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの
程度寄与するものであると認められること。

のである」と。内閣總理大臣は、前項の認定を「はう」する

別地区)に而已。同第5項目(主務大臣を内閣総理大臣に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「聞くとともに、関係行政機関の長に協議して」を「聴いて」に改める。

第五十五条の次に次の五条を加える。
（経済金融活性化計画の認定）

(経済金融活性化計画の変更)

定を受けた経済金融活性化計画(以下「認定経済

る。 条において「経済金融活性化計画」というのを定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとす

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 沖縄における経済金融の活性化を図るため
に経済金融活性化特別地区において集積を促
進しようとする産業(以下「特定経済金融活性

三 経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済化産業」という)の内容に関する事項

第五十五条の五 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めたときは、

活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずるこ
めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融

とを求めることができる。
(認定の取消し)

5 4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。
内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の

第五十五条の六 内閣総理大臣は 認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消す

理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による認定及び同条第一項の規定による認定による認定及び同条第四項の規定による通知に改め、同項第四号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 沖縄県知事は、この法律による改正後の沖縄振興特別措置法(以下「新法」という)第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画の作成、新法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の作成及び新法第五十五条第一項に規定する経済金融活性化特別地区の指定の申請のため、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、関係市町村長の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

第三条 施行日の前日においてこの法律による改正前の沖縄振興特別措置法(以下「旧法」といいう)第二十八条第一項の規定により指定されてる情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画に定められた新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があつた日の前日)までの間

2 施行日の前日において旧法第二十九条第一項の規定により指定されている情報通信産業特別

地区は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日)までの間

は、新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた新法第二十八条

第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区とみなす。

3 施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに、新法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日)までの間は、新法第四十二条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画に定められた新法第四十一条第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなす。

4 施行日の前日において旧法第三十条第一項の規定により指定を受けた新法第三十条第一項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法第三十条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

5 施行日の前日において旧法第四十二条第一項の規定により指定されている国際物流拠点産業集積地域における事業について旧法第四十三条第一項の認定を受けている者は、新法第四十

三条第一項の認定を受けたものとみなす。

6 施行日の前日において旧法第四十四条第一

項の主務大臣の認定を受けている法人は、新法

第四十四条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

7 施行日の前日において旧法第四十五条第一

項の規定により指定された情報通信産業振興地域

の区域内において旧法第三十六条に規定する

情報通信産業振興地域とみなす。

ける地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十

一号)第十四条の規定による当該地方公共団体

の基準財政収入額の算定については、旧法第三

十二条の規定は、この法律の施行後も、なおそ

の効力を有する。

2 地方公共団体が、旧法第四十二条第一項の規

定により指定された国際物流拠点産業集積地

域の区域内において旧法第三条第十一号に規定す

る国際物流拠点産業の用に供する設備を平成二

十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設し

た者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産

税について課税免除又は不均一課税をした場合

における地方交付税法第十四条の規定による当

該地方公共団体の基準財政収入額の算定につい

ては、旧法第四十九条の規定は、この法律の施

行後も、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧法第五十五条第一項の規

定により指定された金融業務特別地区的区域内

において旧法第三条第十四号に規定する金融業

務に係る事業の用に供する設備を平成二十六年

三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に

係る事業税、不動産取得税又は固定資産税につ

いて課税免除又は不均一課税をした場合における

地方交付税法第十四条の規定による当該地方

公共団体の基準財政収入額の算定については、

旧法第五十八条の規定は、この法律の施行後

も、なおその効力を有する。

4 地方公共団体が、旧法第二十八条第一項

の規定により指定された情報通信産業振興地域

の区域内において旧法第三十六条に規定する

情報通信産業又は同法第八号に規定する情報通

信技術利用事業の用に供する設備を平成二十六

年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者

に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税に

ついて課税免除又は不均一課税をした場合にお

ける地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十

一号)第十四条の規定による当該地方公共団体

の基準財政収入額の算定については、旧法第三

十二条の規定は、この法律の施行後も、なおそ

の効力を有する。

5 地方公共団体が、旧法第四十五条第一項の規

定により閑税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定

保稅地域とみなされる土地又は建設物その

他の施設は、新法第四十五条第一項の規定に基

づき閑税法第三十七条第一項に規定する指定

保稅地域とみなす。

6 地方公共団体が、旧法第五十六条第一項の規

定により閑税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する認定

取消し及び金融業務に係る所得の課税の特例に

ついては、なお從前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定め

る。

第九条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三

十六号)の一部を次のようにより改正する。

第一項第一項中「(国際物流拠点産業集積地

域の指定)」の規定により国際物流拠点産業集積

地域として指定された地域」を「(国際物流拠点

産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同

法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業

集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点

産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同

法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業

集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点

産業集積地域」に改める。

二五

平成二十六年四月一日印刷

平成二十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F